

第 2 編 風水害対策

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成する唐津市地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1 豪雨・大雨（洪水）

- (1) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを想定する。
- (2) 昭和37年、38年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを想定する。
- (3) 記録的短時間大雨情報及び大雨特別警報が頻繁に発令されることを想定する。

2 台風

- (1) 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを想定する。
- (2) 令和2年台風10号のような特別警報級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の勢力を持った台風が数年に一度は襲来することを想定する。

3 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを想定する。

4 豪雪

昭和38年1月の豪雪程度のものが、今後も発生することを想定する。

第3節 これまでの風水害被害

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

1 大雨

(1) 概要

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の60%を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズン（25%）が多い。日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の激しい雨は、梅雨末期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な大雨

ア 2018（平成30）年7月

7月5日～8日にかけて、梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。

7月6日夕刻、史上初めて「大雨特別警報」が発令され、市内全域に「警戒レベル4、避難指示」の災害警戒情報を発令した。避難場所となった唐津工業高校には400人の避難者が押し寄せ大混乱に陥った。

イ 2019（令和元）年8月

8月27日～30日にかけて、秋雨前線が九州付近に停滞し暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。27日夕刻には短時間記録的大雨情報が、28日早朝には大雨特別警報が発令され、市内全域に「警戒レベル4、避難勧告」の災害警戒情報を発令した。

ウ 2020（令和2）年7月

7月6日から8日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。相知町平山上地区の山に大規模な地滑りの兆候が確認され、ふもとの民家3世帯の一部に被害が及び避難勧告を発令した。

なお、この年の7月の月間雨量は唐津アメダスで814mmを記録し、7月の月間雨量としては過去最高となった。

エ 2021（令和3）年8月

令和3年8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、

この不安定な状態は19日にかけて継続した。

本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100ミリを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表され、14日14時50分には大雨特別警報が唐津市に発表された。1日降水量は、唐津264.0ミリで観測史上1位の値を更新した。

2 台風による暴風雨

(1) 概要

台風が接近する時期は、6月から10月が多く、その経路は九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にあることから、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な台風

ア 2006（平成18）年9月16日～18日（台風13号）

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、日最大1時間降水量の極値を更新した。唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生した。

イ 2020（令和2年）9月6日～7日（台風10号）

発達しながら南西諸島東岸を北上し、6日には中心気圧が915hPa、中心付近の最大風速は55m/sに猛烈な勢力に達した。勢力をやや弱めながら九州西方海域を北上し、7日早朝、唐津の西方100km付近を通過した。最接近時の中心気圧は950hPa、唐津アメダスの最大瞬間風速は30m/sを記録した。唐津市内全域の約9000戸で停電が発生した。

ウ 2022年（令和4年）9月18日（台風14号）

令和4年9月18日から19日にかけて、台風14号が勢力を維持した状態で九州南部に上陸し、19日午前3時ごろ唐津市に最接近した。唐津市では、市が開設した避難場所に最大753人が避難した。またアメダス唐津観測所で最大瞬間風速44.1m/秒を観測し、歴代1位を更新した。人的被害として重傷者2人（骨折）があり、市内全域で最大7760戸（市内の11.8%）が停電した。

3 地すべり等

(1) 概要

本市は、地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な地すべり

ア 2006（平成18）年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害）において、16日10時45分頃、相知町田頭で土石流が発生して、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約300m、高さ約50mにわたって崩れ、民家1棟が全壊、4棟が半壊、3人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。

4 雪、冷害

(1) 概要

頻繁ではないが、十年に数回、上空の寒気に伴う寒冷低気圧南下等に起因する強風、降雪等による農業被害、林業被害、水産被害が発生している。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な雪、冷害

2016（平成28）年1月24日～25日に近年まれに見る大寒波にみまわれ、24日午前に暴風雪警報、大雪警報が発令され、降雪、寒冷（最低気温－4.6℃、平均気温－3.0℃）による浄水場機器の凍結、市水道管の凍結及び個人給水管の凍結が発生し25日の断水に至った。その規模は、呼子町1,200世帯、相知町1,965世帯、馬渡島160世帯、加唐島68世帯、松島21世帯等となった。漏水対策等も考慮し、時間給水等を実施するとともに、佐賀市上下水道局の支援を受けた。市は26日に陸上自衛隊へ給水のための災害派遣を要請し、26日～27日の2日間に渡り給水支援を受けた。

また、神集島では強風と雪の影響で電線が切れ、約100世帯が停電した

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

市は、国、県及びその他の防災関係機関と連携し、以下の施設等整備や対策の推進等を図り、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、国、県及び市は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進められるよう検討する。

国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するように努めるものとする。また、県及び市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標の設定について検討するものとする。

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第1項 市域保全施設の整備	(河川管理者、海岸管理者及び施行者、ため池の管理者、危機管理防災課、上下水道局、農地林務課、道路維持課、建築住宅課、都市計画課)
----------------------	--

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 山地災害危険箇所の点検、周知等

ア 豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、国・県が推進する治山施設の整備事業に協力する。

イ 山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行い、災害危険箇所について地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県・市
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	

(2) 土砂災害危険箇所の点検、周知等

豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、国・県が推進する砂防施設の整備事業に協力する。

ア 土石流危険溪流の周知等

土石流発生の危険性が高い溪流について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検、周知等

(ア) 豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、国・県が推進する地すべり防止施設の整備事業に協力する。

(イ) 地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、県と共同して地すべり防止区域の点検を行い、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の点検、周知等

(ア) 豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、国・県が推進する急傾斜地崩壊防止施設の整備に協力する。

(イ) 急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、県と共同して急傾斜地崩壊危険区域の点検を行い、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

(3) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

(ア) 県による土砂災害警戒区域の指定等

- a 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそ

れのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

b 県指定土砂災害警戒区域

(a) 『土砂災害警戒区域』（イエローゾーン）の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第28号（平成21年2月）以降、『土砂災害警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒（警戒）区域一覧表として編纂するとおりである。

(b) 『土砂災害特別警戒区域』（レッドゾーン）の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第109号（平成23年3月）以降、『土砂災害特別警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒（警戒）区域一覧表として編纂するとおりである。

(イ) 県による土砂災害警戒情報等の提供

県は、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表し、これらの情報を、佐賀県一斉指令システム等により市へ伝達する。

a 土砂災害警戒情報の提供

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

b 土砂災害緊急情報の提供

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

c 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

(ウ) 県による緊急調査等

県は、重大な土砂災害が急迫している場合は、市町が適切に住民の緊急

安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

イ 市が行う土砂災害のソフト対策

(7) 土砂災害に備えた体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関し、次の事項について定めるものとする。

a 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

b 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

c 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

d 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

e 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

f 災害時要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

g 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(イ) 土砂災害警戒区域等に係る住民等への周知

a 『土砂災害警戒区域等』の指定図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該『土砂災害警戒区域等』を所管する唐津土木事務所に備え置き、縦覧することができる。

b 市は、『土砂災害警戒区域等』に係るハザードマップを別途作成し、住民に周知する。

c 市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災行政放送、唐津市情報メール、唐津市公式LINE（ライン）、防災ラジオ、広報車、FMからつ株式会社、株式会社ぴ〜ぷる及び携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、

ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。) などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に次の情報を伝達し周知する。

- (a) 土砂災害警戒情報
- (b) 土砂災害緊急情報
- (c) 避難指示等避難に係る情報等

(4) 災害危険区域内の災害危険住宅の移転等対策の推進

ア 県による災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けについて検討する。

イ 県による災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

ウ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 県又は市は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(イ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年条例第4号））

2 河川、海岸、下水道及びため池施設等の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、中規模の洪水（概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採するなど、水位上昇や流下能力不足の軽減について検討する。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで必要に応じて操作するものとする。また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで必要に応じて操作するものとする。また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急に実施する。	
海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び策工事を一体的に実施する。	

(3) 下水道施設の整備

市は、市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進し、風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作する。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

(4) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、風水害時の連絡体制の整備に努める。

ウ ため池の貯留機能の向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨により雨水をため池に貯留するなど、下流域の洪水の軽減について検討する。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業 (ため池整備工事)	老朽化した農業用ため池を整備し、人命、人家、公共施設等の保全を図る。	県
ため池等整備事業 (用排水施設整備工事)	溢水被害等の発生防止を図るため、用排水路の整備を行う。	県・市

(5) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、出水期間にダムの水を事前放流することで、洪水調節容量を確保するなど、下流域の浸水被害の軽減について検討する。

(6) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整版を設置し、大雨時の水の流出を抑制するなど、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進について検討する。

第2項 公共施設、交通施設等の整備	消防本部、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、市（危機管理防災課、農地林務課、建築住宅課、道路維持課、水産課、都市計画課、みなと振興課、教育総務課）
--------------------------	--

1 公共施設等

市は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した貯留機能の強化について検討する。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄倉庫等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の分類	施設の名 称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、支所庁舎、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

2 交通施設

(1) 道路

道路管理者は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進し、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検、予防工事を行い、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時に迅速な通行止めなどの危険回避措置ができるよう体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備する。

第3項 ライフライン施設等の機能の確保	九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者、市（上下水道局、総務課）
----------------------------	---

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設

- (1) 市は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。
- (2) 市は、水道施設について、巡回点検を実施し、老朽施設（管路）を計画的に更新する。
- (3) 市は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図り、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。
- (4) 市は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定め、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道施設

- (1) 市は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努め、安全性の強化を図る。
- (2) 市は、下水道施設の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
- (3) 市は、資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定め、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。
- (4) 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 市は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。
- (2) 市は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。
- (3) 市は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。
- (4) 市は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力、電気通信、都市ガス関係施設

市は、九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本放送協会等の指定公共機関及び株式会社サガテレビ等の指定地方公共機関並びに都市ガス事業者等の公共的団体等と緊密な連携を保持してライフライン施設の機能の確保に努める。

5 コンピュータ施設等のバックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の

中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門のBCPの策定に努めるとともに、企業等における安全確保に向けた自発的な取り組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化	一定の建築物の所有者、指定建造物・伝統的建造物群の所有者・管理者、市（建築住宅課、生涯学習文化財課、環境課、関係各課）
-------------------------------	---

1 特定建築物

百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

2 一般建築物

建築物の所有者は、風水害に対する安全確保のため、建築物の保全に努める。

また、地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

3 落下物

市及び建築物の所有者は、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

第5項 風水害に強い土地利用の推進	県（まちづくり課）、市（都市計画課）
--------------------------	--------------------

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達体制の整備	市、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県
----------------------	------------------------------

第1編 第5章 第1節 第1項のとおり

第2項 防災活動体制の整備	消防本部、各防災関係機関、危機管理防災課、関係各課
---------------	---------------------------

市、各防災関係機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

年度当初に初動活動要員を指定する。当該職員は、災害発生後緊急に参集し、「緊急初動班」として情報収集等及び初動対応に当たる。

イ 連絡手段の整備

職員は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。

また、職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があることにも留意する。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「唐津市災害対策本部条例」、「唐津市災害対策本部規程」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

エ 緊急初動班活動マニュアル

勤務要領等の細部は、別途「災害対応職員行動マニュアル」による。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。

各対策部、市民センターを含め、年度当初（5月中を目途）に、災害初動における職務分担、配置表を作成する。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

県、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

県、市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、県及び市、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

防災活動の中核機関となる災害対策本部、現地災害対策本部等を設置する本庁舎及び各市民センター等について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図る。

(2) 食料等の確保

風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時から、職員の食料等の備蓄・調達体制の充実を図る。

(3) 非常用電源の確保

風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時から、非常用電源施設の整備及び燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため平常時から、衛星電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

4 防災拠点の整備

風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能

5 コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

6 道の駅防災拠点の整備

国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難場所
- 情報発信拠点
- 緊急物資の基地機能
- 警察・消防・自衛隊等の活動拠点

7 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

8 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画の策定に努める。

9 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、市は、危機管理防災課など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、応援対策部及び所属の人数が災害対策業務やBCPにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

10 救援活動拠点の確保

県及び市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

11 排水機能の向上

これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入について検討する。

第3項 災害の拡大防止と 二次災害の防止活動	水防管理者、市（上下水道局、農地林務課、水産課、道路維持課、空き家対策室）
-----------------------------------	---------------------------------------

1 浸水被害の発生・拡大防止

水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図り、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化に努める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認について検討するものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うことについて検討する。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

(2) 内水

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合

に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知するものとする。

(3) 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

3 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

4 土砂災害の発生、拡大防止

土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備する。

5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県、市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 資機材等の確保

県、市及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

県、市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第4項 救助、医療、救急活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、日本赤十字社 佐賀県支部 市（消防本部、危機管理防災課、保健医療課）
----------------------------	--

国、県、市、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

市及び消防本部は、救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

消防本部は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の活動体制の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害時医療体制の整備

市は、消防本部と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(2) 災害時緊急医薬品等の供給体制の整備

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、県と連携し災害時緊急医薬品等の供給体制整備に努める。

(3) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院について、次のとおり選定し整備する。

ア 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

佐賀大学医学部附属病院 (研修機能担当)	佐賀市鍋島5-1-1
-------------------------	------------

イ 地域災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
多久市立病院	多久市多久町1771-4
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3

(4) ドクターヘリ基地・連携病院

県は、ドクターヘリ基地・連携病院について、次のとおり選定し、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

病 院 名		所 在 地
基地病院	佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
連携病院	佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

(5) 医療応援体制の整備

市、消防本部及び医療機関は、相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(6) 災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3 救急活動体制の整備

市及び消防本部は、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の整備、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

第5項 緊急輸送活動	海上保安部、県警察、道路管理者
------------	-----------------

	市（危機管理防災課、商工振興課、水産課、農地林務課、道路維持課）
--	----------------------------------

1 緊急輸送ネットワークの指定

(1) 輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

(2) 輸送施設の指定（県指定）

ア 海上輸送施設の指定

港湾・漁港施設が風水害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として、次の港湾が指定されている。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 航空輸送施設の指定

風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設として、指定されている。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港
--------	------------------

ウ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

(ア) 県第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 県第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町村庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(ウ) 緊急輸送道路

「緊急輸送道路網図」（29ページ）

2 運送事業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための

体制整備を図るものとする。

3 道路輸送の確保

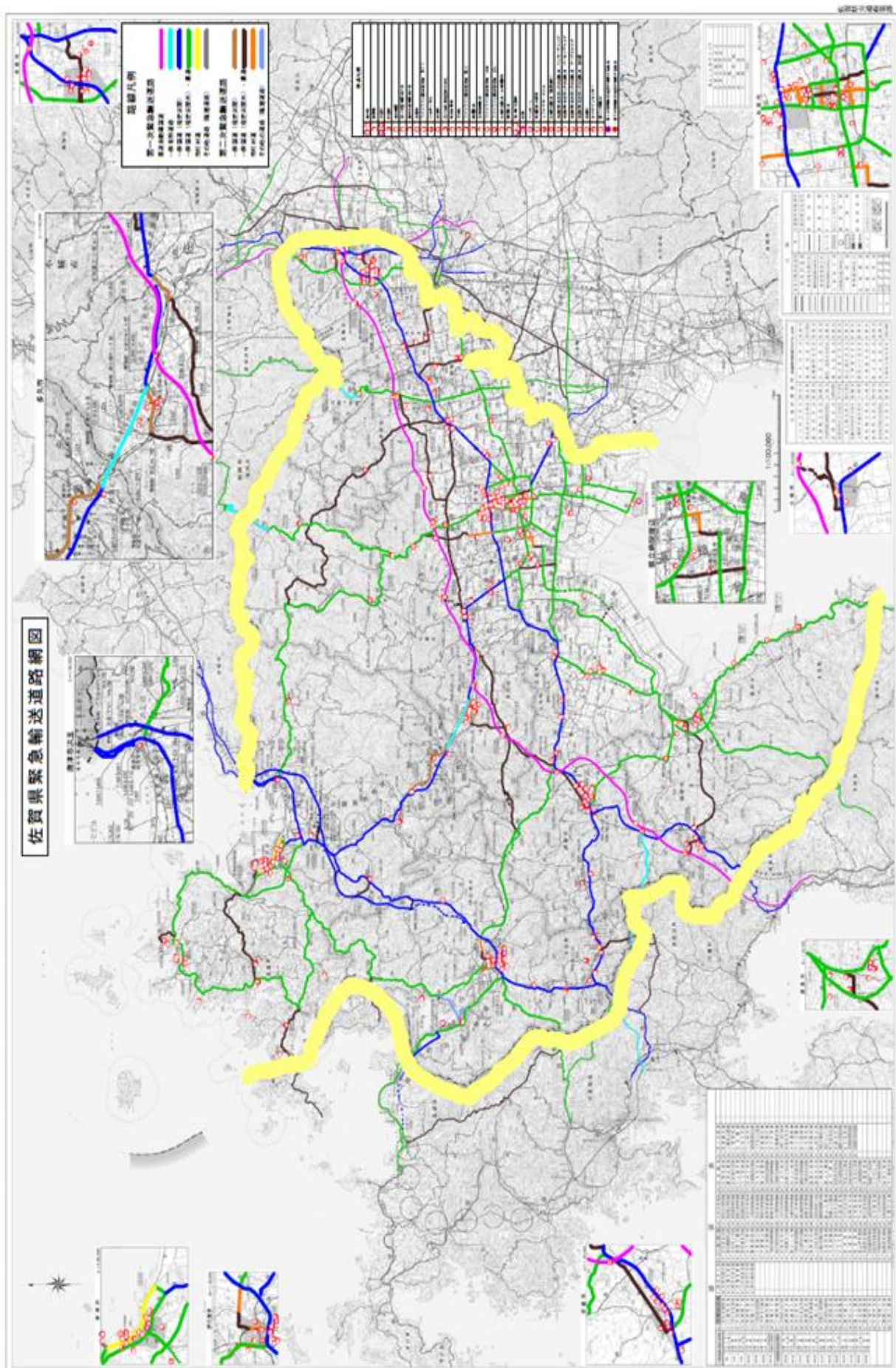
(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、建設業者との協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

緊急輸送道路網図



第6項 避難及び情報提供活動	学校等・病院等・社会福祉施設・不特定多数が使用する 特定施設等の管理者 市（危機管理防災課、生涯学習文化財課、福祉総務課、 高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、保健 医療課、農地林務課、建築住宅課、教育総務課）
----------------	--

市は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市地域防災計画に定めておくものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

1 避難計画

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を

徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。）

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について住民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

(7) 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 指定避難所

(7) 指定基準

a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努めるものとする。

c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定

緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 感染症対策の観点から個人間の間隔を確保できるよう、避難者1世帯あたり概ね4㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる

よう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

市が保有備蓄する物資の必要数量を定めるにあたっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領の改正について（令和2年11月20日）」及び「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき想定避難者数を登録人口（住民基本台帳及び外国人登録原票の登録人口の合計）の5パーセント、食料1日分（3食）を標準とし、備蓄を維持するよう計画的な整備に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e 飲料水の給水体制の整備

f 支援者等の駐車スペースの確保

g 感染症拡大防止のための物資の備蓄・供給体制の確立

(3) 避難路及び誘導体制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア 避難行動要支援者の実態把握

イ 避難路の整備及び選定

ウ 避難所の受入環境

エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、市地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市地域防災計画に定めておくものとする。

県の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(4) 指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、市が策定した「避難所運営基本マニュアル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、避難所運営マニュアルの作成の際には、男女共同参画の視点を取り入れるなど、様々な方が安心して避難できるマニュアルとなるように努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等々との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障がい者等避難行動要支援者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者等に配慮した避難行動要支援者の支援計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・

更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(6) 避難実施要領

ア 指定緊急避難場所は、「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する「唐津市指定緊急避難場所施設一覧」による。

指定避難所は、「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する「唐津市指定避難所施設一覧」による。

イ 避難判断の基準は、「唐津市避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

2 指定緊急避難場所以外の避難先を検討するための市民啓発

市は、感染症対策の観点から指定緊急避難場所が過密状態になることを防ぐため、市民に平時から、安全な場所に住んでいる親戚や知人等の家や自治会の集会所等を避難先として検討することの市民啓発に努める。

また、自治会の集会所等を当該地域住民のための避難先として自治会が独自に開設した場合、市は感染症対策に必要な資機材の提供に努めるものとする。

3 広域避難体制の整備

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

4 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設及び介護保険施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

5 応急住宅

(1) 建設資材の調達

業界団体等と連携を図り、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 仮設住宅の建設場所

平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 公営住宅等への収容

ア 平常時から空家状況を把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備する。

イ 入居選考基準、手続き等について定めておく。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県及び市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

6 被災者支援体制の整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第7項 避難行動要支援者対策の強化	社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者 市（消防本部、危機管理防災課、教育総務課、地域づくり課、福祉総務課、こども家庭課、保健医療課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、建築住宅課）
---------------------------------	---

高齢者、障がい者（児）、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる。特に、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に向けた平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら避難行動要支援者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 避難行動支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護・要支援の認定を受けている人

イ 身体障がい者1・2級（総合等級）の人で第1種を所持する人（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する人を除く）又は、視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・肢体不自由（下肢機能障がい・体幹機能障がい）3級の人

ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者（児）

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人

オ 唐津市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者及び唐津保健福祉事務所における難病患者等災害時支援体制整備要領に基づき、難病患者等支援区分A・Bに該当する人

カ 上記以外で、市長が支援の必要を認めた人

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項

(ア) 氏名、生年月日、性別

(イ) 住所又は居所

(ウ) 電話番号その他の連絡先

(エ) 避難支援等を必要とする事由等

イ 市は、避難行動要支援者名簿作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努め、必要がある場合は県知事その他の者に対して避難行動要支援者に関する情報の提供を求め作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

ア (2)により作成した避難行動要支援者名簿に記載・記録された情報（以下「名簿情報」という。）は、避難支援等の実施に必要な限度で、内部で利用する。

イ 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得た場合は、民生委員・児童委員、行政連絡員（自治会長に相当する者）、消防署、消防団、自主防災組織、警察署その他支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対して名簿情報を提供することができるものとする。

ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、本人の同意を得ることなく避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することができるものとする。

エ 名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り名簿情報を提供し、また名簿情報を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と管理

市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、名簿情報を原則1年に1回更新する。ただし、要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努め、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保等

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するとともに、避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義、また避難支援等関係者等による避難支援が受けられない可能性もあることを周知するよう努める。

(6) 秘密保持義務

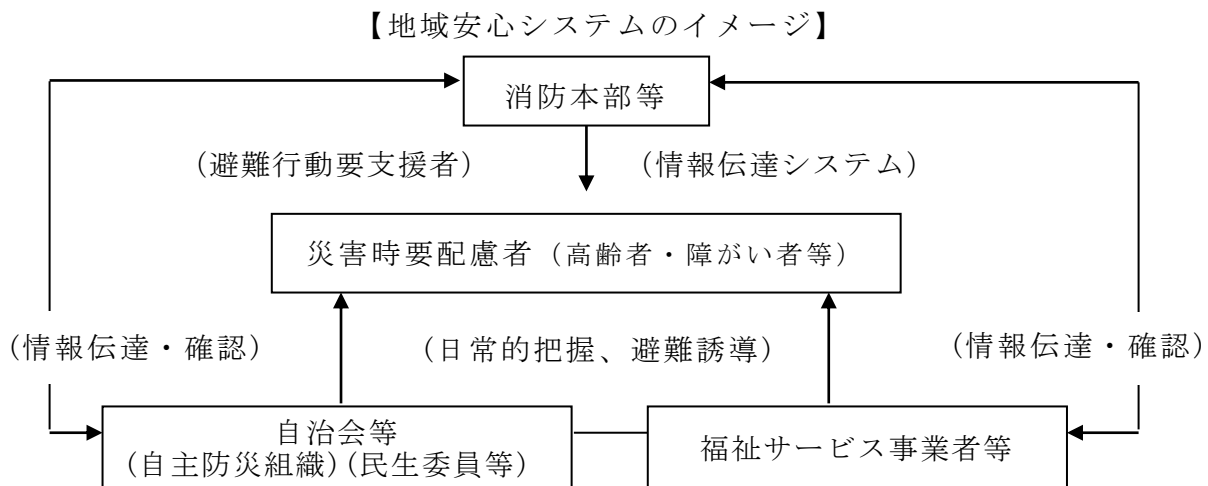
ア 本計画により名簿情報の提供を受けた者もしくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由が無く、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 市は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り名簿情報を提供し、また名簿情報を取扱う者を限定するよう避難支援等関係者に指導するものとする。

2 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者への支援にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。



(2) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の確立

(ア) 消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備し、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。

(イ) 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

ウ 地域全体での支援体制づくり

風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

エ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市、消防機関等は、県の「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に市域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画等を作成し、避難行動要支援者やその家族等避難支援等関係者が風水害時にとるべき行動等について計画し防災対策の充実を図る。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

(7) 避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

(イ) 地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

(ウ) 居宅介護支援事業者や民生委員など高齢者、障がい者（児）の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、病院等）における要配慮者対策

風水害のリスクがある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる次の一覧に示す施設は、以下の対策を実施する。

・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設一覧

（「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂）

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、風水害の発生に備え、次の組織体制の整備を行い入所者等の安全に万全を期す。

ア 緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難確保計画を定め、これに基づく避難等の訓練を実施する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害のリスクに配慮し、施設の立地にあつては風水害災害の危険性の低い場所を考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図ることに努める。

(2) 自衛水防組織の設置

水害のリスクがある要配慮者施設として本計画に示す施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うための自衛水防組織を置くように努めなければならない。

(3) 地域との連携

要配慮者利用施設の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

(4) 緊急保護体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある避難行動要支援者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 市の支援等

社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の避難行動要支援者の保護、支援のための体制の整備を促進する。

4 外国人の安全確保対策

日本語が堪能ではない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、県及び市は国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

5 避難所の要配慮者対策

(1) 避難所の整備

避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体

制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、避難行動要支援者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進める。

第8項 帰宅困難者への対策	輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者 市（危機管理防災課）
----------------------	--

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第9項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	住民（家庭、企業） 市（危機管理防災課、上下水道局、保健医療課、農政課、水産課、農地林務課）
------------------------------	---

風水害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市は平常時から連携して、「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識の普及に努めるものとする。

大規模災害時には、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 確保の役割分担

(1) 住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等システムにより国に対して要請を行えるよう体制の整備に努める。

2 備蓄方法等

市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の備蓄、調達体制

ア 食料の品目等

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

イ 調達、備蓄体制の整備

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努め、備蓄体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等について、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

(2) 飲料水の供給

ア 市は、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

イ 市は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う。

4 生活必需品

(1) 備蓄

ア 備蓄品目

風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄方法

物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う。

(2) 調達体制

風水害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手

続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、唐津東松浦医師会、唐津東松浦薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

第10項 応急復旧体制	工業用水道事業者、九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者 市（危機管理防災課、水道局、道路維持課）
---------------------------	---

1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 迅速な廃棄物処理体制の構築

市は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

4 防災資器材等に関する協定

市は、県内外の近隣市町村との相互応援協定のほか、災害予防及び応急復旧のために協力可能な事項等について、関係機関、業者等との協定の締結を推進する。

第11項 防災訓練	県警察、各防災関係機関、自主防災組織・事業所等、住民、 市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）
------------------	---

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 市

防災訓練実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防本部及びその他の防災関係機関等と連携して行う。また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を呼びかけて実施する。

《訓練の内容》

- (1) 災害発生時の広報
- (2) 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定
- (3) 避難誘導及び避難行動要支援者の安全確保
- (4) 消防・水防活動
- (5) 救助・救急活動
- (6) ボランティアの活動体制の確立
- (7) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (8) 被災者に対する生活情報の提供

(9) 避難所の設置運営

2 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な生命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が必要不可欠であり、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

ア 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

イ 地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 住民の訓練

県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第12項 災害復旧・復興 への備え	市（税務課、市民課、環境課、市政戦略課）
----------------------	----------------------

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立に努める。

2 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、市税の賦課徴収、地籍、不動産登記、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバ

ックアップ体制の整備に努めるものとする。

3 罹災証明書等の発行体制の整備

市は、唐津市罹災証明書等交付要綱（令和4年3月31日）に基づき、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

4 復興対策の検討

市は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

各防災関係機関は、県域に風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

1 基本的考え方

市は、風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、唐津市災害対策本部条例に基づき災害対策本部等を設置して、必要な職員を動員配備し災害応急対策活動を実施する。

また、災害初期は、情報収集の強化、インフラの被害拡大防止、災害弱者対応、避難者対応について特に迅速・確実な対応が求められるため、事前に初動活動要員を指定し適時適切な切れ目のない効果的な活動ができる体制を確保する。

2 災害（風水害等）応急対策における活動体制

(1) 考え方

市は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報、注意報等が発表された場合、災害が発生又は、そのおそれがある場合等に行う措置についてあらかじめ計画し、災害発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

(2) 災害（風水害）応急対策における活動体制

ア 市の活動体制は、「災害情報連絡室（第1警戒・第2警戒）体制」、「災害警戒本部体制」、「災害対策本部体制」に区分される。

イ 災害の初動対応にあたっては、①指揮機能の強化、②生活インフラ等の維持及び河川土砂災害等の防災対策、③避難所等開設、④要配慮者対応（以下、「災害対応付加業務」という。）について重視してシームレスに取り組む必要がある。これを効果的に行うための職員動員計画を「防災配備」という。

「防災配備」は、「指揮所班」、「防災班」、「避難所班」、「福祉班」から構成される。各班の配員は全庁横断的に職員を割り当て、計画的かつ継続的に活動できる体制を維持する。

「防災配備」の配員割は、年度当初に作成し各部に通知する。

ウ 被害が甚大に及び復旧・復興のために長期間を要する場合には、各対策部を超えて全庁横断的な対応が必要となる。これを効果的に行うための職員動員計画を「特別配備」という。

「特別配備」の配員割は、配員が必要になった都度示す。

エ 災害の烈度に応じ、「災害警戒本部」「災害対策本部」、状況により「現

地災害対策本部」を設置する。各対策部（対策支部）は、設置に応じて必要な職員を動員配備し、災害応急対策活動を実施する。

(3) 活動体制の発令・解除区分

ア 災害（おそれ）対処の必要性等に応じ区分して対処する。

イ 各活動体制の発令・解除者は、活動体制の設置・廃止について市長に報告する。

ウ 各対策部及び各対策支部の活動体制の発令・解除については、災害情報連絡室長、災害警戒本部長、災害対策本部長が次に示す設置基準により発令し、それぞれの事態が終息した時に解除する。

次頁「活動体制の発令・解除者と設置基準」

(4) 重大な災害に備えるための業務縮小

気象業務法における特別警報級の災害が発生又はそのおそれがある場合に、市内全域に避難指示を発令若しくは発令の可能性が極めて高いと判断された際に、市は災害対応に注力するために市の業務を縮小することを検討する。

(5) 各活動体制の編成組織

各活動体制の編成組織の細部は、「唐津市災害対策本部規程第6条」による「唐津市災害対策本部機構図」に準拠し、災害対応職員行動マニュアル等で別途定める。

また、被害が甚大に及び復旧・復興のために長期間を要する場合における「特別配置」の詳細については復旧・復興対策部活動マニュアルで別に定める。

《活動体制の発令・解除者と設置基準》

配備体制	発令・解除者	配備基準
災害情報連絡室 〔第1警戒〕	危機管理防災課長 (不在時 危機管理防災係長)	☐ 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）（ただし、沿岸の海域のみを対象として発表された暴風雪、又は暴風警報を除く。） ☐ 気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各注意報、波浪警報又は沿岸海域のみを対象とした暴風雪又は暴風警報が発表された場合で、危機管理防災課長が必要と認める場合 ☐ その他、危機管理防災課長が必要と認める場合
災害情報連絡室 〔第2警戒〕		☐ 災害の発生が予測される場合 ☐ 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合 ☐ 指定緊急避難場所を開設する場合 ☐ その他、危機管理防災課長が必要と認める場合
災害警戒本部	総務部長 (不在時 総務部副部長、危機管理防災課長の順)	☐ 市内に、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 ☐ 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表され、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 ☐ その他、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合
災害対策本部	市長 (不在時 副市長)	☐ 市全域に又は局地的に甚大な被害が発生し又は発生する恐れがある場合 ☐ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合 ☐ 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要と認められた場合 備考：「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要と認められた場合には、「災害対策本部準備会議」を開催する。参集者は、災害対策本部会議の構成員と同じ。 ☐ 組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する、又は各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合 ☐ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合

(6) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- a 総務部長より各部長へ動員伝達を実施する。
- b 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- c 各課長は、動員体制を整える。
- d 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- e 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- a 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、体制をとる。
- b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、

- ①本庁
- ②市民センター
- ③その他の出先機関

の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携行し、電話・携帯電話等のメール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

エ 配備体制の強化

- (ア) 災害が発生又はその恐れがある場合の災害対策本部等設置時の配備体制は、次の基準により定める。

●「配備体制の基準」

配備体制	配備基準	参集職員
災害情報 連絡室 〔第1警戒〕	☐ 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）（ただし、沿岸の海域のみを対象として発表された暴風雪、又は暴風警報を除く。） ☐ 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各注意報が発表され、危機管理防災課長が必要と認める場合 ☐ その他、危機管理防災課長が必要と認める場合	・ 危機管理防災課 ・ 総務課 ・ 広聴広報課 ・ 道路河川管理課 ・ 農林水産部 ・ 上下水道局 ・ 各市民センター で指定された職員
災害情報 連絡室 〔第2警戒〕	☐ 災害の発生が予測される場合 ☐ 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合 ☐ 指定緊急避難場所を開設する場合 ☐ その他、危機管理防災課長が必要と認める場合	・ 防災配備で指定された職員
災害警戒本部	☐ 市内に、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 ☐ 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表され、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 ☐ その他、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合	・ 防災配備で指定された職員 ・ 災害警戒本部会議構成員 ・ その他各対策部長（支部長）から指示された者
災害対策本部	☐ 市全域に又は局地的に甚大な被害が発生し又は発生する恐れがある場合 ☐ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合 ☐ 組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する、又は各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合 ☐ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合	・ 防災配備で指定された職員 ・ 災害対策本部会議構成員 ・ その他各対策部長（支部長）から指示された者 ・ 特別配備で指定された職員 ・ その他各対策部長（支部長）から指示された者

(イ) 災害警戒本部、災害情報連絡室の活動態勢の配備要員及び活動の細部は、災害警戒本部長、災害情報連絡室長がそれぞれ指示するとともに、各対策部、対策支部、現地災害対策本部の配備要員等は、それぞれの各部長が、上記基準に基づき定める。

第2項 災害情報連絡室の 体制	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

1 設置目的

- (1) 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施
- (2) 迅速な災害対処（災害警戒本部又は災害対策本部体制移行（準備を含む））に備えるための情報収集等

2 設置場所

原則として災害情報連絡室（本庁3階 災害情報連絡室）に設置する。

3 組織構成【配備の基準】

- (1) 長：危機管理防災課長（不在のときは、危機管理防災係長）
- (2) 危機管理防災課長など、災害発生（おそれ）に備え、迅速で正確な情報収集を行うために、次の要員を基準として、最低限必要な要員により構成する。人員の実配置等細部は、災害情報連絡室長の指示による。

※長期勤務態勢を考慮し原則として、複数名とし、災害発生（おそれ）に備える状況により増減する。

ア 危機管理防災課

イ 総務課

ウ 広聴広報課

エ 道路河川管理課

オ 農林水産部

カ 上下水道局

キ 災害情報連絡室長が必要と認める各対策部所属職員

ク 各市民センター総務教育課等職員

- (3) 災害情報連絡室体制の人員の配備等は、災害情報連絡室勤務マニュアルによる。

4 主要活動内容

(1) 情報収集

ア 気象に関する情報

イ 住民、施設等に関する情報

ウ 道路、河川等に関する注意（危険）情報

エ 通信、公共交通機関に関する情報

オ ライフラインに関する情報

カ 県等関係機関に関する情報

- (2) 各市民センター及び県等関係機関等との通信の確保と相互連絡、調整、報告及び情報の共有

ア 各対策部、各対策支部、災害現場

イ 県、警察、公共機関等

(3) 住民広報、報道対策

ア 市は、県と連携し、60MHZ防災行政無線システム、280MHZデジタル同報無線システム（280MHZ帯電気通信業務用ページャ）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メールサービス、L-ALERT（緊急情報のテロップ放送等）、市情報メール、市ホームページ（SNSを含む。）、行政放送（チャンネルからつ）、市公式LINE、G空間情報収集システム、緊急放送システム（FMからつかからの緊急放送）、唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供（準備）を行う。

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(4) 状況により、災害警戒本部等上位体制への移行（準備）

(5) 災害情報連絡室長が命じた事項

5 災害警戒本部、災害対策本部への移行と災害情報連絡室の廃止

(1) 災害警戒本部への移行

ア 市域において、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報連絡室の体制で対処できない場合等で、総務部長（不在時総務部副部長）が必要と認める場合は、災害警戒本部体制に移行する。

イ 気象業務法に基づく、次の各警報が発表され、総務部長（不在時総務部副部長）が必要と認める場合

- ・ 暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水警報

ウ 総務部長（不在時総務部副部長）が必要と認める場合

(2) 災害対策本部への移行

市域において、甚大な災害が発生した場合、甚大な災害が発生するおそれがある場合、災害警戒本部の体制で対処できない場合等で、市長（不在時副市長）が必要と認める場合は、災害対策本部に移行する。

(3) 災害情報連絡室の廃止

事態が終息した場合、災害情報連絡室を設置した体制が災害警戒本部又は災害対策本部体制に移行した場合は、災害情報連絡室を廃止する。

第3項 災害警戒本部の体制	市（危機管理防災課、関係各課）
----------------------	-----------------

1 設置目的

災害による被害に迅速に対処し被害を局限する。

2 設置場所

- (1) 災害対策本部室（防災センター会議室1）に設置する。
- (2) 連絡員の活動拠点は災害情報連絡室（防災センター会議室2）とする。

3 組織構成【配備の基準】

- (1) 長：総務部長（不在のときは、総務部副部長、危機管理防災課長の順）
- (2) 総務部長、各対策部副部長、各対策副支部長及び各部員（連絡員）等全庁あげて対応する初動態勢とし、情報収集、避難準備等に必要と認める当該部所属課職員を勤務させ、災害対策本部移行準備を含む態勢とする。
- (3) 災害発生（おそれ）時の対処に必要な各対策部の要員により構成し、人員の配置等の細部は災害警戒本部長等の指示による。
※長期勤務態勢を考慮し、交代要員も含める。災害（おそれ）の状況により増減する。

ア 危機管理防災課【全員】

イ 総務課【全員】

ウ 広聴広報課【広報担当者等】

エ 農林水産部【ため池、林務関係者等】

オ 都市整備部【道路河川関係者等】

カ 上下水道局【下水道関係者等】

キ 各対策部、各対策支部【連絡員】

ク 各対策部長、各対策支部長が必要と認める当該部、市民センター所属職員

ケ 各災害警戒支部は、災害警戒本部の活動を補佐する態勢とし、各災害警戒支部長が情報収集、災害応急対策等のために必要と認める職員を指名する。

4 主要活動内容

- (1) 被災者救難、救助、保護に関する事項
- (2) 施設、設備の応急復旧に関する事項
- (3) 情報収集に関する事項
 - ア 住民の被災（安否）情報
 - イ 避難に関する情報等
 - ウ 施設等損壊情報
 - エ 道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報
 - オ ライフラインに関する情報
 - カ 気象に関する情報
- (4) 各市民センター及び県等関係機関等との通信の確保と相互連絡、調整、報告及び情報の共有に関する事項
 - ア 各対策部、各対策支部、消防、災害現場
 - イ 県庁、警察、公共機関等
- (5) 住民広報、報道対策に関する事項
 - ア 唐津市情報メール、行政放送、防災ラジオ、唐津市公式LINE（ライン）、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供
 - イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応
- (6) 状況により、災害対策本部（災害情報連絡室）等上（下）位体制への移行又は、準備に関する事項
- (7) 災害警戒本部長が命じた事項等
- (8) 勤務要領の細部は、別途定める「災害警戒本部勤務マニュアル」による。

5 災害警戒本部会議

(1) 災害警戒本部会議の構成

ア 災害警戒本部長：総務部長

イ 災害警戒本部会議は、次の者をもって構成する。

会議の構成員（基準）	
総務対策部長	教育対策部長（教育部長）
政策対策部長	ボートレース対策部長（企業局次長）
財務対策部長	議会事務局長
市民環境対策部長	スポーツ局長
保健福祉対策部長	総務課長
農林水産対策部長	危機管理防災課長
経済対策部長	財政課長
地域交流対策部長	広聴広報課長
都市整備対策部長	※県等からの派遣職員
上下水道対策部長	※関係機関等からの派遣職員
消防対策部長	※その他災害警戒本部長が必要と認めた者
市民センター長	

※状況により参加

(2) 災害警戒本部会議の運営

ア 災害警戒本部の設置が決定された場合、災害対処にあたり、組織的活動を行う必要がある場合で災害警戒本部長等が必要と認める場合は、災害対策本部室（本庁3階 災害対策本部）において、災害警戒本部会議を開催する。

イ 会議の構成員は、前記5、(1)の構成員を基準とするが、災害等の状況によっては、災害警戒本部長が指名する者とする。

6 災害対策本部への移行と災害警戒本部の廃止

(1) 災害対策本部への移行

市域において、甚大な被害が発生した場合又はそのおそれがある場合、災害警戒本部の体制で対処できない場合等で、市長（不在時副市長）が必要と認める場合等は、災害対策本部に移行する。

(2) 災害情報連絡室への移行

市域において、災害等の発生又はそのおそれがなくなった場合、災害対処が終息した場合、災害警戒本部の体制で対処する必要がなくなった場合等で、災害警戒本部長が災害警戒本部の廃止を認める場合は、災害情報連絡室体制に移行するか平常の体制に復帰する。

(3) 災害警戒本部の廃止

事態が終息した場合、災害警戒本部を設置した後に、災害対策本部又は災害情報連絡室に移行した場合は、災害警戒本部体制を廃止する。

第4項 災害対策本部の体制	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------	-----------------

1 設置目的

災害発生を防ぎょ又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

2 設置場所

災害対策本部室（本庁3階 災害対策本部）

3 組織構成【配備の基準】

(1) 長：市長（市長（不在のときは、副市長（複数である場合はあらかじめ市長が指名する。以下同じ。））、あらかじめ本部長の指名する者の順））

(2) 全庁をあげて災害対処にあたる体制とする。

ア 各対策部（課）員

イ 教育委員会等の職員

ウ 災害対策本部長が関係機関に派遣を求めた職員

エ 関係機関が必要により派遣してきた職員等

(3) 各対策支部は、本庁の活動を補佐する態勢とする。

4 主要活動内容

(1) 警報の発令伝達

(2) 避難指示等の発令

(3) 警戒区域の設定

(4) 消防水防その他の応急措置

(5) 被災者救難、救助その他保護

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

(7) 住民広報、対報道

ア 唐津市情報メール、行政放送、防災ラジオ、唐津市公式LINE（ライン）、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(8) 緊急輸送の確保

(9) 被害を受けた児童生徒の応急教育

(10) 施設、設備の応急復旧

(11) 清掃防疫その他の保健衛生

(12) 犯罪予防、交通規制等災害地における社会秩序の維持

(13) 関係機関等との連絡調整

(14) 情報収集

ア 住民の被災（安否）情報

イ 避難に関する情報等

ウ 施設等損壊情報

道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報

エ ライフラインに関する情報

オ 気象に関する情報

(15) 災害発生防ぎょ、又は拡大防止措置等

(16) 災害対策本部長が命じた事項

5 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の組織の構成

ア 災害対策本部長：市長

イ 副本部長：副市長（複数である場合はあらかじめ市長が指名）

ウ 災害対策本部会議は、次の者をもって構成する。

会 議 の 構 成 員（基 準）	
本部長	市民センター長
副本部長	議会事務局長
総務対策部長	スポーツ局長
政策対策部長	教育対策部長（教育長、教育部長）
財務対策部長	ボートレース対策部長（企業局長、企業局次長）
市民環境対策部長	総務課長
保健福祉対策部長	危機管理防災課長
農林水産対策部長	財政課長
経済対策部長	広聴広報課長
地域交流対策部長	※県等からの派遣職員
都市整備対策部長	※関係機関等からの派遣職員
上下水道対策部長	※その他本部長が必要と認めた者
消防対策部長	

※状況により参加

(2) 災害対策本部会議の運営

ア 災害対策本部の設置が決定された場合、避難指示、警戒区域の設定を行う場合、災害予防等災害対策本部長が必要と認める場合は、災害対策本部室（本庁3階 災害対策本部）において、災害対策本部長が議長となり災害対策本部会議を開催する。

イ 市災害対策本部長が必要と認めるとき、県の職員その他市職員以外の者に対して、市対策本部への会議出席を要請する。

6 災害警戒本部又は災害情報連絡室への移行と災害対策本部の廃止

(1) 災害警戒本部又は災害情報連絡室への移行

市内における災害対処が概ね終了した場合、又は発生する恐れが減少した場合で、災害対応の状況により、市長（不在時副市長（あらかじめ市長が指名））が必要と認める場合は、災害警戒本部又は災害情報連絡室体制に移行する。

(2) 災害対策本部の廃止

次により、市長（不在時副市長（あらかじめ市長が指名））が認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

ア 災害警戒本部又は、災害情報連絡室体制へ移行した場合

イ 事態が終息し災害応急対策が概ね完了した場合、又は災害応急対策の必要がなくなった場合等

第5項 現地災害対策本部の体制	各市民センター
-----------------	---------

1 設置目的

災害対策本部長（市長）は、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、必要に応じ、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うため、被災地域（予想地域含む）（以下「被災地域等」という。）を所管する市民センターに現地災害対策本部を設置し、災害対策本部との連携を強化するとともに、災害対策本部の機能を充実させる。

2 設置場所

被災地域等の所管市民センター等

3 組織構成及び主要活動内容等

(1) 組織構成

ア 現地災害対策本部長、現地本部事務局、現地災害対策班及びこれらを構成する市民センター等の所属員等をもって編成する。

【現地本部事務局】

支部指揮所班

【現地災害対策班】

(ア) 支部福祉班

(イ) 支部防災班

(ウ) 支部避難所班

(エ) 支部直轄班（市民センター所定により必要に応じて編成）

イ 現地災害対策本部長

副市長（複数である場合はあらかじめ市長が指名）

ウ 構成員

市民センターの職員のうち市民センター長が必要と認めるもの及び災害対策本部から派遣された職員等により編成し、長期勤務態勢を考慮し、原則として各係は複数名とし、災害（おそれ）の状況により増減する。

エ 要員の増強

(ア) 災害対策本部長（市長）は、状況により災害対策本部と現地災害対策本部との連絡調整等のために、本庁から職員を派遣する。

(イ) 現地災害対策本部長は、必要に応じ災害対策本部長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 主要活動内容等

現地災害対策本部長は、市民センター等の所属課員等を指揮監督し、災害対策本部、災害現場との連絡調整及び災害対策本部の事務の一部並びに災害対策本部長から委任を受けた事項を行う。

ア 現地本部事務局

現地災害対策本部の運営、現地災害対策本部長の命令・指示伝達を行う。

イ 現地災害対策班

被災地域等現地情報の収集・報告、現地における救急・救助に関する連

絡・調整、及び現地における緊急避難対策等を行う。

4 災害対策支部から現地災害対策本部体制への移行

各市民センターにおいて、既に災害対策支部を設置している場合は、現地災害対策班を編成し、これまでの体制を引き継ぎ、現地災害対策本部の体制に移行する。

5 災害対策を実施するにあたり、緊急事態等で災害対策本部に連絡する暇がないとき、あるいはできない場合は、市民センター長の判断により、応急対策を実施する。

市民センター長の判断により、応急対策を実施した場合は、速やかに災害対策本部等に報告する。

第6項 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務	関係各対策部
-------------------------------	--------

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は次のとおりとし、それぞれ、相互に協力するものとする。

1 各対策部共通事項

- (1) 被害調査、報告等に関する事項
- (2) 応急対策に関する事項
- (3) 災害復旧に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 各対策部、対策支部及び県等との連絡調整に関する事項
- (6) 唐津市地域防災計画、唐津市水防計画の作成等及び別途設置された水防本部との連絡調整に関する事項
- (7) 災害救助法の適用に関する事項
- (8) 災害対策本部長が命じた事項
- (9) 避難所の開設、設置、運営に関する事項

2 総務対策部

- (1) 情報総括担当（危機管理防災課）
 - ア 災害等状況の把握に関する事項
 - イ 災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部、災害情報連絡室の設置、運営等及び廃止に関する事項
 - ウ 災害対策本部会議に関する事項
 - エ 唐津市防災会議及び防災関係機関との連絡、調整等に関する事項
 - オ 唐津市地域防災計画に関する事項
 - カ 自衛隊に対する災害派遣の要請
 - キ 気象情報、災害情報等の評価・判定及び警報等の発令に関する事項
 - ク 避難の指示及び警戒区域の設定及び住民避難に関する事項
 - ケ 消防本部との調整等に関する事項
 - コ 災害応急対策、復旧の推進及びこれらに対する総合調整、統制、連絡に関する事項

る事項

サ 対策本部長の命による各対策部及び各対策支部への指示、統制に関する事項

(2) 情報集約担当（総務課、情報公開室）

ア 総務対策部関係及び市域全体の被害のとりまとめ、並びに、被害速報等県、関係機関への報告に関する事項

イ 災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部、災害情報連絡室の各施設の内部配置等の設置及び廃止に関する事項

ウ 気象情報、災害情報の収集・整理及び注意報、警報等の伝達に関する事項

エ 市民の退避及び避難並びに人命救助に関する総括事項

オ 避難場所・避難所に関する苦情・要望の処理に関する事項

カ 自衛隊の受入に関する事項

キ 災害応急復旧計画、応急対策及び資材の購入に関する事項

ク 各対策部及び対策支部との連絡・調整に関する事項

ケ 部内の応援に関する事項

コ 他の対策部の所掌事務に属しない事項

(3) 動員担当（人事課）

ア 出動職員の把握及び職員の配置に関する事項

イ 出動職員の事故、公務災害給付及び健康管理に関する事項

3 政策対策部

(1) 情報収集担当（市政戦略課、市長公室、行政改革課、新市民会館建設推進室）

ア 政策対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

イ 本部長、副本部長、国及び県関係者の被災地視察等に関する事項

ウ 各対策部に対する応援に関する事項

(2) 情報基盤・広報担当（情報政策課、広聴広報課）

ア 情報基盤の被害調査及び災害復旧に関する事項

イ 災害情報、避難指示その他の情報の住民に対する伝達及び広報等に関する事項

ウ 行政放送、唐津市情報メール等による災害情報の提供に関する事項

エ 記者発表その他報道機関との連絡及び相互協力に関する事項

オ 災害写真の撮影、収集及び災害記録の作成に関する事項

カ 住民からの要望の処理、被災者相談に関する事項

(3) 公共交通情報担当（交通政策課）

公共交通機関（生活路線バス、離島航路）の情報収集に関する事項

(4) 秘書担当（市長公室 秘書係）

本部長等の秘書に関する事項

4 財務対策部

(1) 庁用車配備担当（公共施設再編・資産活用課、財政課）

ア 庁内自動車の配備及び整備並びに電話施設の整備に関する事項

- イ 住民避難時における輸送に関する事項
- ウ 市有財産の被害の総括に関する事項
- (2) 物品調達担当（契約管理課、財政課）
 - ア 災害対策関係物品の調達に関する事項
 - イ 災害に関する財政措置に関する事項
 - ウ 各対策部との連絡に関する事項
- 5 市民環境対策部
 - (1) 市民総務担当（市民課、保険年金課、人権・同和対策課）
 - ア 市民環境対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
 - イ 市民及び市に在住する外国人等の安否に関する事項
 - ウ 避難住民等の確認に関する事項
 - エ 被災者の収容及び収容施設との連絡に関する事項
 - カ 各対策部に対する応援に関する事項
 - (2) 防疫担当（環境課）
 - ア 防疫に関する事項
 - イ 火葬に関する事項
 - ウ 各対策部に対する応援に関する事項
 - (3) 清掃担当（環境課）
 - ア 避難所等のゴミ収集及び清掃に関する事項
 - イ 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
 - (4) 現地調査担当（税務課）
 - ア 災害に伴う市税の減免調査に関する事項
 - イ 住家の被害認定調査に関する事項
 - ウ 各対策部の応援に関する事項
- 6 保健福祉対策部
 - (1) 被災者支援担当（福祉総務課、こども家庭課）
 - ア 保健福祉対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
 - イ 所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに災害復旧に関する事項
 - ウ 罹災児童等の保護に関する事項
 - エ 災害時における施設児の安全避難に関する事項
 - オ 所管施設の避難所開設及び管理に関する事項
 - カ 福祉避難所開設及び管理に関する事項
 - キ 所管避難所における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項
 - ク 生活必需品の配布に関する事項
 - ケ 救じゅつ品、義援金・見舞金等の受付、配分及び輸送に関する事項
 - コ 災害ボランティアに関する事項
 - (2) 救護担当（保健医療課）
 - ア 県医療救護班の派遣要請に関する事項
 - イ 医薬品の配付に関する事項
 - ウ 住民等の健康管理に関する事項

エ 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関する事項

オ 部内に対する応援に関する事項

(3) 地域医療担当（保健医療課、診療所）

ア 被災者の診療に関する事項

イ 医療救護に関する事項

ウ 診療資材、薬剤の調達及び管理に関する事項

エ 感染症予防及び住民の健康管理に関する事項

オ 患者の避難及び保護に関する事項

カ 救護班編成及び出動に関する事項

キ 本部との連絡に関する事項

ク 病院施設、機械器具の被害調査及び災害復旧に関する事項

(4) 高齢者支援・要介護者支援担当（高齢者支援課、地域包括支援課、寿光園）

ア 高齢者等の援護対策に関する事項

イ 部内に対する応援に関する事項

ウ 要介護者等の援護対策に関する事項

(5) 障がい者支援担当（障がい者支援課、障がい者支援センター）

ア 身体障がい者（児）、知的障がい者等の援護対策に関する事項

イ 部内に対する応援に関する事項

(6) 生活困窮者等援護対策（生活保護課）

ア 生活困窮者等被災者の援護対策に関する事項

イ 行方不明者、身元不明者等に関する事項

(7) 市民医療担当（市民病院医局、事務局）

ア 被災者の診療に関する事項

イ 医療救護に関する事項

ウ 診療資材及び薬剤の調達及び管理に関する事項

エ 感染症予防及び住民の健康管理に関する事項

オ 患者の避難及び保護に関する事項

カ 入院患者及び被災者の給食に関する事項

キ 救護班編成及び出動に関する事項

ク 本部との連絡に関する事項

ケ 病院施設、機械器具の被害調査及び災害復旧に関する事項

7 農林水産対策部

(1) 農業対策担当（農政課、有害鳥獣対策室、農地林務課）

ア 農林水産対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

イ 農産物の被害状況調査及び災害対策並びに災害復旧に関する事項

ウ 米穀の供給に関する事項

エ 農産物に対する技術応急措置に関する事項

オ 農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項

カ 被害農家等に対する融資のあっせんに関する事項

キ 農地、農業用施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項

(2) 林業対策担当（農地林務課）

- ア 被害林業者等に対する融資のあっせんに関する事項
- イ 林産物の被害状況調査に関する事項
- ウ 林産物に対する技術応急措置に関する事項
- エ 林道及び林業施設の災害対策及び災害復旧に関する事項

(3) 水産業対策担当（水産課）

- ア 水産物の被害状況調査に関する事項
- イ 水産物に対する技術応急措置に関する事項
- ウ 漁港、海岸、堤防の被害状況調査及び災害対策並びに災害復旧に関する事項
- エ 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 緊急輸送（漁船）に関する事項
- カ 被害漁家に対する融資のあっせんに関する事項

8 経済対策部

商工業対策担当（商工振興課、からつブランド・ふるさと寄附推進課、企業立地課、新エネルギー推進課）

- (1) 商工観光対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- (2) バス・トラック等による緊急輸送に関する事項
- (3) 食料の供給に関する事項
- (4) 各対策部の応援に関する事項

- オ 被害中小企業に対する融資のあっせんに関する事項
- カ 緊急必需物資の価格安定及びこれらに係る広報資料の作成に関する事項

9 地域交流対策部

(1) 観光業対策担当（観光文化課、虹の松原室、肥前名護屋城室）

- ア 観光施設等所管施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- イ 旅行者等の安否情報に関する事項

(2) 地域被災状況調査担当（地域づくり課、移住定住促進課、男女共同参画課）

- ア 離島における災害情報の収集に関する事項
- イ 停電情報の収集に関する事項
- ウ 国際交流に伴う外国人の被害調査及び支援に関する事項

(3) 施設管理担当（観光文化施設課）

- ア 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
- イ 文化財の被害調査に関する事項
- ウ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項

10 都市整備対策部

(1) 道路河川対策担当（道路河川管理課、道路維持課、都市計画課）

- ア 都市整備対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 道路、橋梁、河川の被害調査及び災害対策に関する事項
- ウ 都市ガス事業者への被害調査に関する事項
- エ 市民の安全避難にかかる主要道路（避難道路）の確保に関する事項
- オ 水防管理に関する事項

(2) 道路河川情報収集担当（みなと振興課、都市計画課、建築住宅課）

- ア 建設業協会との連絡調整及び応援要請に関する事項
- イ 労働力の確保及び供給並びに輸送に関する事項
- ウ 街路樹、街路灯、公園施設等所管施設の被害調査及び報告に関する事項
- エ 土木関係施設の災害復旧に関する事項
- オ 被災家屋等の調査に関する事項
- カ 市営住宅の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- キ 応急仮設住宅の設置及び住居の斡旋に関する事項

1 1 ボートレース対策部

(1) 競艇事業担当（ボートレース企業局）

- ア 来場者の安全の確保及び救急・救助、避難等に関する事項
- イ ボートレース対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- ウ 競走場内施設全般の被害調査及び災害復旧に関する事項
- エ 避難所運営に対する応援に関する事項
- オ 場外発売場の被害調査及び災害復旧に関する事項
- エ 他の対策部に対する応援に関する事項

1 2 水道対策部

(1) 上水道対策担当（水道工務課、水道浄水課ほか）

- ア 水道対策部の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 断水状況の調査及び報告に関する事項
- ウ 上水道及び簡易水道施設の災害対策及び災害復旧等に関する事項
- エ 断水地域への応急・派遣給水及び飲料水、生活用水の応急給水に関する事項
- オ 水源の取水停止及び摂取制限に関する事項
- カ 上水道の安全に関する事項

(2) 下水道対策担当（下水道施設課ほか）

- ア 水道設備の被害調査、安定供給のための応急対策
- イ 下水道施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- ウ 下水道施設の保全及び復旧作業に関する事項

1 3 消防対策部

(1) 消防担当（消防総務課、予防課、警防課、情報指令課）

- ア 消防対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 消防相互応援協定による応援に関する事項
- ウ 住民等の避難誘導に関する事項

(2) 消防団担当（地域消防課）

水（消）防団に対する出動命令に関する事項

(3) 救急・救助担当（消防署）

- ア 災害時における救急・救助及び消火に関する事項
- イ 水（消）防活動に関する事項

1 4 教育対策部

(1) 教育総務担当（教育総務課、教育企画課）

- ア 教育対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 学校等所管施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項
- ウ 災害対策についての情報収集に関する事項
- エ 避難場所の提供及び設営に関する事項
- オ 避難場所の設備及び収容に係る実施並びに状況報告に関する事項

(2) 学校教育担当（学校教育課、学校支援課、学校給食課）

- ア 被災教職員の補充に関する事項
- イ 学校給食物資の確保に関する事項
- ウ 教科書の調達及び学用品の供与に関する事項
- エ 災害時における生徒等の避難に関する事項
- オ 被災生徒等の授業受入れに関する事項
- カ 被災生徒等の育英及び奨学に関する事項
- キ 救援活動に対する生徒等の協力に関する事項
- ク 被災後における学校教育の指導に関する事項

(3) 公民館施設管理担当（生涯学習文化財課）

- ア 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
- イ 各種社会教育団体等の奉仕に関する事項
- ウ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項
- エ 住民の避難状況の報告に関する事項

(4) 図書館施設管理担当（近代図書館）

- ア 近代図書館施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項

1 6 対策支部（浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子及び七山市民センター）

対策支部は、唐津市災害対策本部条例第4条の規定により設置し、所掌事務は、唐津市災害対策本部規程第12条等の規定による他、本庁各対策部の分掌事務に準じ、処理すべき業務を遂行するものとする。

(1) 支部総務福祉担当（総務・福祉課）

(2) 支部産業福祉担当（産業・教育課）

1 7 対策部、対策支部に属さない職員の対応について

議会事務局、スポーツ局、行政委員会等の対策部、対策支部に属さない職員は職員動員を担当する総務対策部の指示により対策部、対策支部を支援する。

1 8 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部が設置されるときは、支部総務福祉担当（総務・福祉課）が現地本部事務局となり、現地災害対策本部の運営、現地災害対策本部長の命令・指示の伝達等を行う

(2) 現地災害対策本部の構成組織及びこれらの主要機能としては、支部の防災班等が被災地域等現地情報の収集・報告、現地における救急・救助に関する連絡・調整及び現地における緊急避難対策等を行う。

1.9 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、唐津市災害対策本部の設置を覚知したときは、所属長からの指示を待つことなく速やかに登庁する。

また、市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡がとれない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属長は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

また、各職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があることにも留意する。

(2) 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁が困難な場合や遅延する場合は、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否の報告を行う。所属長等に連絡が取れない場合は、あらかじめ決められた代理者に報告を行うか、最寄りの本庁又は市民センターに登庁し、その機関の担当課（本庁は人事課、市民センターは総務・福祉課）に報告を行う。

報告を受けた担当課は、自所属の職員だけでなく、自機関に登庁してきた職員の安否状況についてもとりまとめて災害対策本部（総務対策部動員班）に報告を行う。

ウ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの市機関に登庁し、その機関の長の指示に従う。

エ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

オ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

カ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

キ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中に報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではない

ため、迅速な登庁に努める。

20 その他

唐津市災害対策本部条例及び唐津市災害対策本部規程の定めるところによる
他、細部は、別途各対策部で定める行動マニュアルによる。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等	佐賀地方気象台、国土交通省出先機関、県、防災関係機関 市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	---

1 風水害に関する警報等の種類

(1) 気象関係

特別警報の発表基準

種類		発表基準
気 象 特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

警報の発表基準

種類		発表基準	
気 象	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	28
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	122

警 報	洪水	流域雨量指数 基準	町田川流域=9.5, 半田川流域=13.2, 宇木川流域=7.3, 田中川流域=10.8, 行合野川流域=11.6, 左伊岐佐川流域=10, 伊岐佐川流域=7.8, 平山川流域=12.6, 玉島川流域=23.6, 横田川流域=10.7, 狩川流域=5.2, 滝川流域=12, 小川流域=10.3, 今坂川流域=4.9, 佐志川流域=10.1	
		複合基準	玉島川流域=(10, 21.2), 狩川流域=(10, 4.6)	
		指定河川洪水 予報の基準	松浦川〔牟田部・川西橋〕、徳須恵川〔徳須恵橋〕、厳木川〔中島橋〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.8m	

注意報の発表基準

種類		発表基準	
気 象 注 意 報	大雨	表面雨量指数 基準	12
		土壌雨量指数 基準	96
	洪水	流域雨量指数 基準	町田川流域=7.6, 半田川流域=10.5, 宇木川流域=5.8, 田中川流域=8.6, 行合野川流域=9.2, 左伊岐佐川流域=8, 伊岐佐川流域=6.2, 平山川流域=10, 玉島川流域=18.8, 横田川流域=8.5, 狩川流域=4.1, 滝川流域=9.6, 小川流域=8.2, 今坂川流域=3.9, 佐志川流域=8
		複合基準	松浦川流域=(10, 36.4), 町田川流域=(6, 7.6), 半田川流域=(6, 10.5), 伊岐佐川流域=(6, 6.2), 玉島川流域=(6, 18.8), 横田川流域=(6, 8.5), 狩川流域=(10, 3.3), 佐志川流域=(6, 8), 厳木川流域=(6, 18.1)
		指定河川洪水	松浦川〔牟田部・川西橋〕、徳須恵川

		予報による基準	〔徳須恵橋〕、厳木川〔中島橋〕	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度 45% で、実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-3℃以下			
霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	気温-2℃～2℃の条件下で、降雪量 15cm 以上の場合			
その他の注意報	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm	
	線状降水帯の予報情報	次の①～④までのすべての基準を満たす場合 ① 前3時間雨量（解析雨量5k mメッシュ）で100m m以上 ② ①の形状が線状 ③ ①領域内の前3時間積算降水量の最大が150m m以上 ④ ①領域内土砂キキクルにおける警戒基準を超過又は洪水キキクルにおける警戒基準を超過		

(2) 指定河川の洪水予報

国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

指定河川：松浦川水系

(3) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそ

れがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

イ 内水

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

ウ 高潮

県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4) 水防関係

ア 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め、発する警告。

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(5) 土砂災害警戒情報等の周知

市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、佐賀県防災GIS等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

第2項 避難誘導	避難の指示を実施する者（市長、警察官、消防士、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命じられた部隊の自衛官） 市（危機管理防災課、農地林務課、道路維持課、水産課）
-----------------	--

1 警戒活動

風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を実施する。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の市民センター等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

5 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

6 住民への周知

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7 市に対する助言

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等に

について助言するものとする。さらに市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3項 災害未然防止活動	水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者 市（上下水道局）
---------------------	--

1 水防活動による災害の未然防止

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を市及び警察署等に通知する。

2 住民への周知

- (1) 市は、地域防災計画を住民が閲覧できるよう、唐津市のホームページで一般公開するとともに、市役所本庁、各市民センター、公民館、図書館等に備え付け住民への周知を図る。
- (2) 河川氾濫注意地域、土砂災害危険地域及び避難所等を記載したハザードマップを作成し印刷物を住民に配布し周知を図る。
- (3) 市は、水防管理者から、ダム、せき、水門等の操作を行う通知を受領した場合で必要と認めるときは、あらかじめ必要な事項を一般に周知する。
- (4) 市は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものに対して、高齢者等避難等の情報提供と周知を図り、円滑かつ迅速な避難の確保が出来るよう配慮する。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市は、風水害（予想）時において、各市民センター及び防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を、手段を尽くして積極的に収集し、収集した情報を的確に処理して防災対策に資するとともに、県及び他の防災関係機関、地域住民等に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、市は、法令等に基づき、被害状況等を収集、整理するとともに県（国）に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類	防災関係機関
------------------------	---------------

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1 画像情報

- (1) 画像伝送システムによる情報
- (2) ヘリコプターによる被害情報
- (3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- (4) 電子メールによる情報
- (5) 唐津市消防ドローン隊によるドローンからの情報
- (6) 唐津市G空間情報収集システムによる情報

2 主要緊急被害情報

- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報が殺到する状況 等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

1 人的被害（行方不明者の数を含む。）

2 住家被害

3 ライフライン被害

4 公共施設被害

5 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

1 応急対策の活動状況

2 災害対策本部の設置、活動状況 等

第2項 災害情報の収集・共有	各防災関係機関 市（危機管理防災課、関係各課）
-----------------------	------------------------------------

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

市は、県が把握した被害状況及び交通状況等を速やかに市へ情報提供するよう要請する。
特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう要請する。

また、市は、国土交通省九州地方整備局と県が収集した防災画像情報（災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するもの）について、速やかに情報提供するよう要請する。

1 画像伝送システム及びヘリコプターによる緊急災害情報の収集

早期に被害の概要を把握するため、消防本部の画像伝送システム及びドローンを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター県警察ヘリコプターのほか、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）、ドローンにより、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、内水氾濫のおそれのある地域等へ防災カメラやセンサー等を設置し、内水状況の早期把握、実動機関との共有及び県民への情報提供を行えるよう検討する。

2 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、唐津市G空間情報収集システムを適宜投稿し、災害対策本部等に報告する。（参集途中で報告ができない場合は、参集後、速やかに報告する）。

3 その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するとともに、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

4 情報の共有

市、県、国その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市職員間の情報共有ツールとして唐津市G空間情報収集システムの有効活用を図る。

第3項 災害情報の的確な処理	危機管理防災課、各防災関係機関
----------------	-----------------

1 各種情報を分類、整理、統合

手段を尽くして収集した各種情報を、災害情報連絡室等において、情報量・正確性・信頼性等を審査し、防災対策の優先順位の判断、処置及び県等に対する報告並びに関係機関等に対する通報に活用できるよう整理する。

2 住民等に対する災害情報の伝達

住民等のニーズに適合するため、唐津市情報メール、防災無線システム及び280MHz防災ラジオ、唐津市公式LINE（ライン）等の活用により住民に対し、迅速な伝達を図り住民の不安を除去する。

住民等に対する災害、避難等情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、唐津市情報メール、防災ラジオ、唐津市公式LINE（ライン）等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

また、唐津市G空間情報収集システムを活用し災害の状況等についての共有を図る。

3 河川情報に基づく避難等の判断

市は、大雨等により武雄河川事務所から発令される松浦川水系洪水予報を住民避難等の参考とし、関係地域の現場情報とともに、総合的に判断する。

【松浦川水系洪水予報レベル】

河川名	松浦川		徳須恵川	厳木川
水位観測所	牟田部	川西橋	徳須恵橋	中島橋
氾濫危険水位	7.4 m	6.8 m	5.2 m	2.4 m
避難判断水位	6.9 m	6.5 m	4.5 m	2.1 m
氾濫注意水位	6.5 m	4.5 m	3.7 m	1.9 m
水防団待機水位	5.5 m	2.9 m	2.9 m	1.6 m
※ 武雄河川事務所からの入手情報				

● 「河川の水位危険度レベル」 (79ページ)

4 避難判断基準

【土砂災害避難判断基準】

発令区分	判断基準	重視区域
高齢者等 避難	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 3 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の前兆現象が確認されたとき等	1 気象台発表のメッシュ情報において示された地区 2 市のハザードマップに示された次の地区 ・土石流警戒区域 ・土石流氾濫箇所 ・急傾斜地警戒区域 ・急傾斜地危険箇所 ・地滑り危険箇所
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が予測されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表され、引き続き大雨が降り続く等、災害発生が予測されたとき 3 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の前兆現象が確認されたとき 4 過去に災害発生があり、経験的に災害発生が予測されたとき等	3 土砂災害警戒区域に指定された地区 4 前兆現象が確認された地区 5 過去に災害発生があった地区等

【高潮災害避難判断基準】

発令区分	判断基準	重視区域
高齢者等 避難	1 高潮警報が発表されたとき 2 高潮注意報が発表され、高潮の越波、越流の危険性が高いと予測されたとき等	1 高潮浸水想定区域に指定された区域 〈唐津市の沿岸区域等〉
避難指示	1 高潮警報が発表されたとき 2 高潮の越波、越流が予測されたとき	2 津波避難計画のハザードマップに示された区域 3 唐津市水防計画に示す重要水防区域

		等
--	--	---

5 参考：

- 「洪水時等に関する防災情報の体系要約図」（80ページ）

第4項 被害状況等の報告	危機管理防災課、各防災関係機関
--------------	-----------------

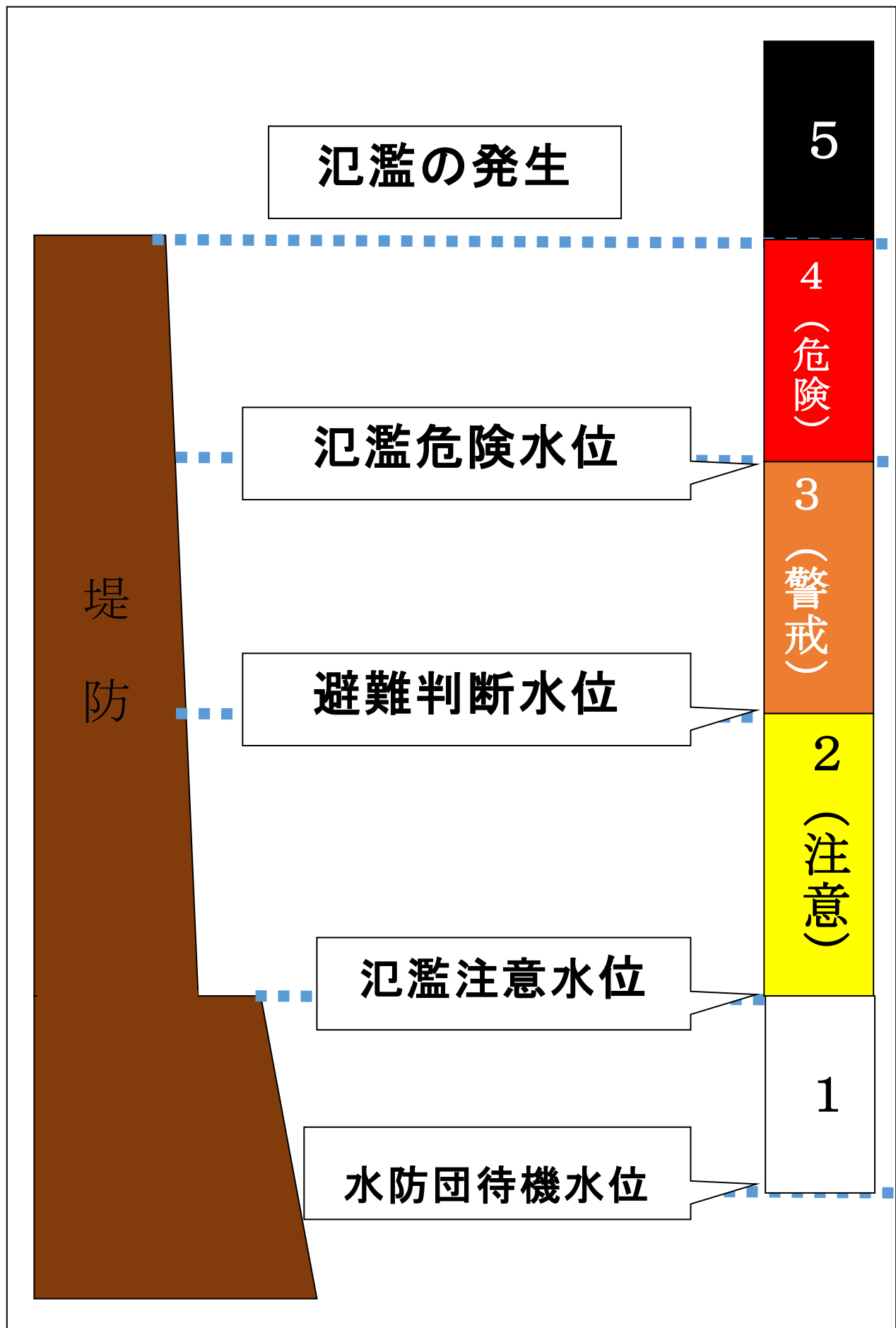
県、市及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

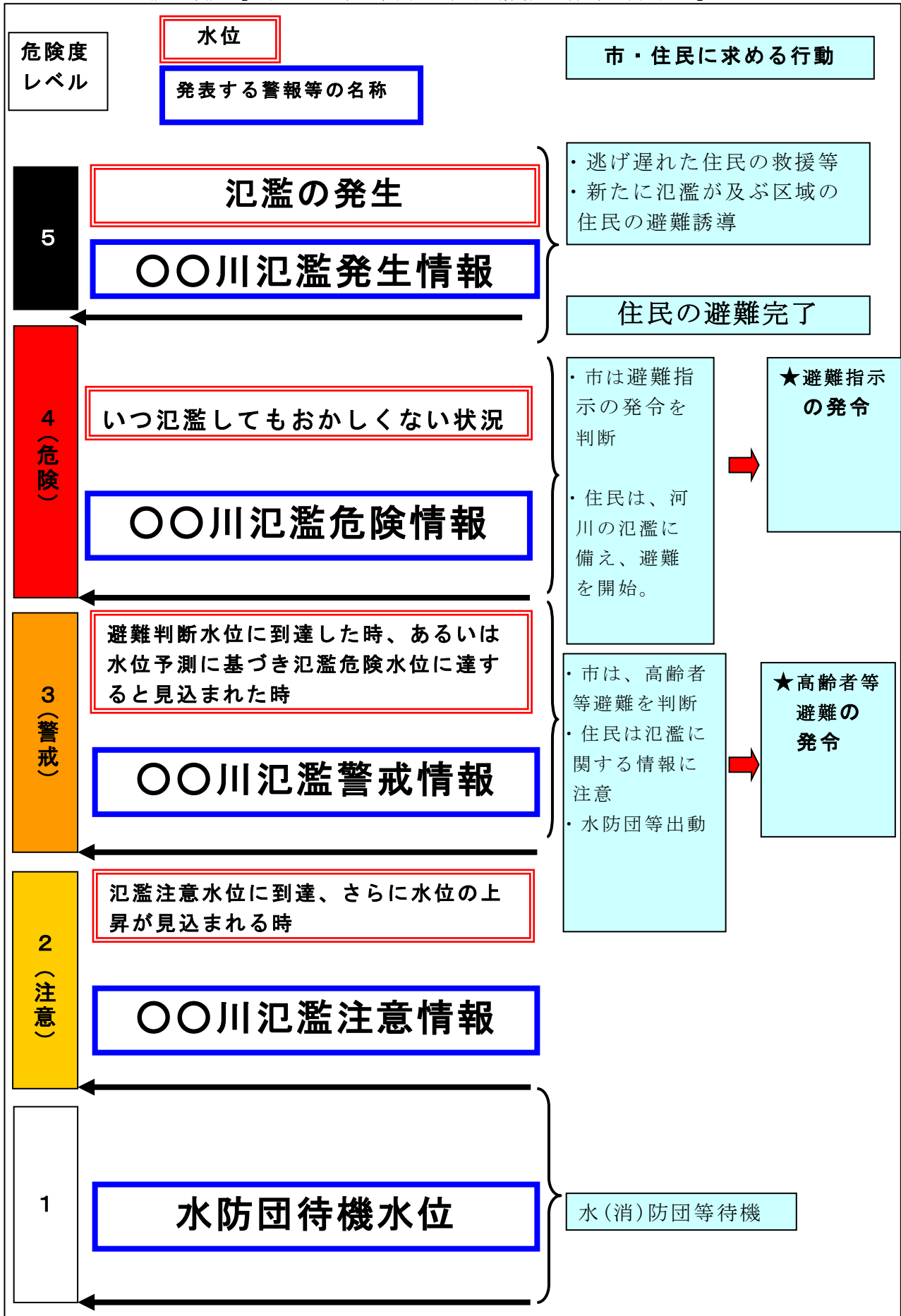
また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

【 河川の水位危険度レベル 】



《参考》【 洪水時等に関する防災情報の体系要約図 】



第4節 労務確保計画

第1項 実施責任	各防災関係機関
-----------------	---------

各応急対策を実施する各防災関係機関は、応急対策の状況に応じた労働力の確保を行う。

第2項 労働者の確保	商工振興課、各防災関係機関
-------------------	---------------

風水害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力要請を行う。

市の防災関係機関は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 罹災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市の吏員、警察官、海上保安官、自衛官）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類	県警察、海上保安部、自衛隊、水防管理者、水防団長 市（消防本部、危機管理防災課、道路維持課）
---------------------	---

1 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	執行者	根 拠 法 令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事 (委任された場合は市長)	災害対策基本法第71条 第1項、第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事	災害救助法第7条、第8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	市 長	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命令	警 察 官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力要請	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防本部の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者

命 令 の 区 分	対 象 者
水防法による水防管理者・水防団長・消防本部の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 発動方法等 (補償等を含む)	市（危機管理防災課）
-------------------------------	------------

従事命令等の公用令書の交付

- 1 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）
知事若しくは市長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。
- 2 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

第6節 救助活動計画

第1項 自主防災組織等の救助活動等	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民
--------------------------	--------------------------

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に、救助すべき者がいるか早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動	県警察、海上保安部、自衛隊 市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------	----------------------------------

- 1 消防本部及び市

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

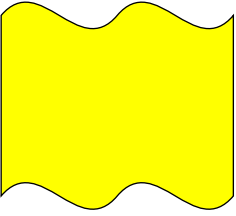
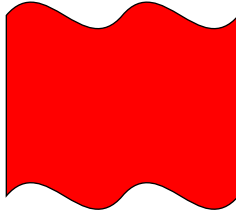
市及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安部・自衛隊・DMAT等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2 m×2 mの布

	避難者がいることを示す。 (黄)		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることを示す。(赤)
---	-----------------------------	--	---

(2) 応援要請

ア 消防本部は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市又は消防本部は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

ウ 市は、消防本部との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

エ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。

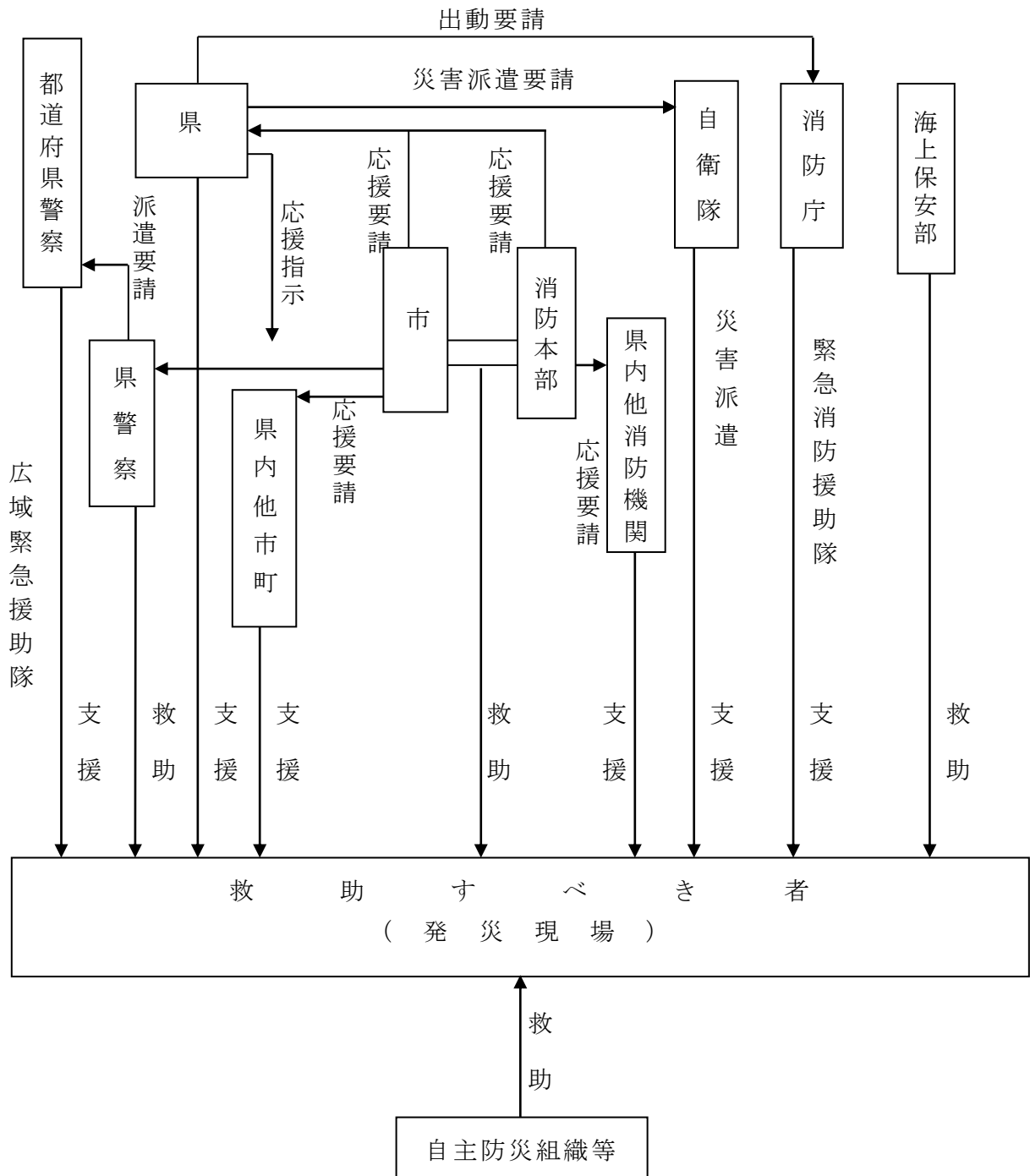
2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 関係機関及び市の救助・支援

●「関係機関及び市の救援・支援系統」(85ページ)

[関係機関及び市の救助・支援系統]



第7節 医療活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び唐津東松浦医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 医療活動	医師会、歯科医師会 市（保健医療課、人事課、市民病院）
----------	--------------------------------

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

市は、風水害時に、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部に対して、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請する。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

市は、風水害時に、医師会に対して、又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請する。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

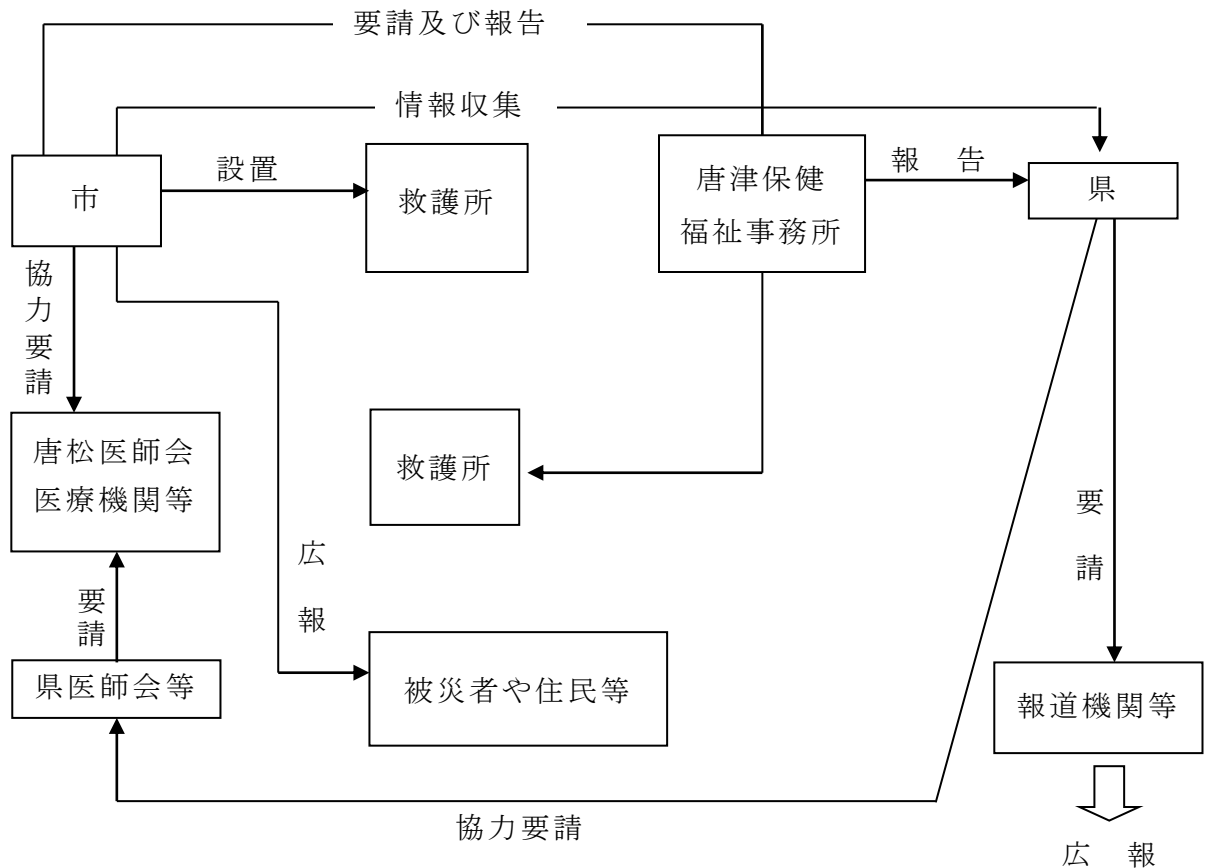
市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所又は適当な場所に、救護所を設置し、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置するよう要請する。

(2) 広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、唐津東松浦薬剤師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。



3 保健医療活動チーム

(1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班

	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

(2) 市からの県への派遣要請

市が被災した場合、市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言を行うものとする。

4 人工透析対策

市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通じて患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への速やかな搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、災害発生時における人工透析医療機関連携マニュアルに基づく連携及び一般社団法人日本透析医会が提供する情報などにより広域的な情報収集を行う。

5 トリアージ

激甚災害等で同時に多数の負傷者等が出た場合は、被災地域における、限定された医療施設を最大限に有効活用して、負傷者を一人でも多く救命するため、救急隊員・医師・看護師等により「緊急度」、「重症度」によって治療優先度を判定し救護を行う。

6 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、保健福祉対策部救護班が中心となって、県の精神保健福祉センター、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

7 医療支援協定

市は、県と連携し、災害時における救急・救助に備え、近隣の市町及び市域の医療機関等と災害対策医療支援協定の締結を推進する。

第2項 医薬品、医療 資機材の調達	日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医科器械組合、関係業者・団体 市（保健医療課）
----------------------	---

1 需給状況の把握

市は唐津地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等は、県の協力の下に、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

(2) この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

第3項 医療施設の応急復旧	被災医療機関 市（保健医療課）
----------------------	--------------------

被災地域内の医療機関は、風水害時には、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 医療ボランティアへの対応	県、市（福祉総務課、保健医療課）
-------------------------	------------------

1 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

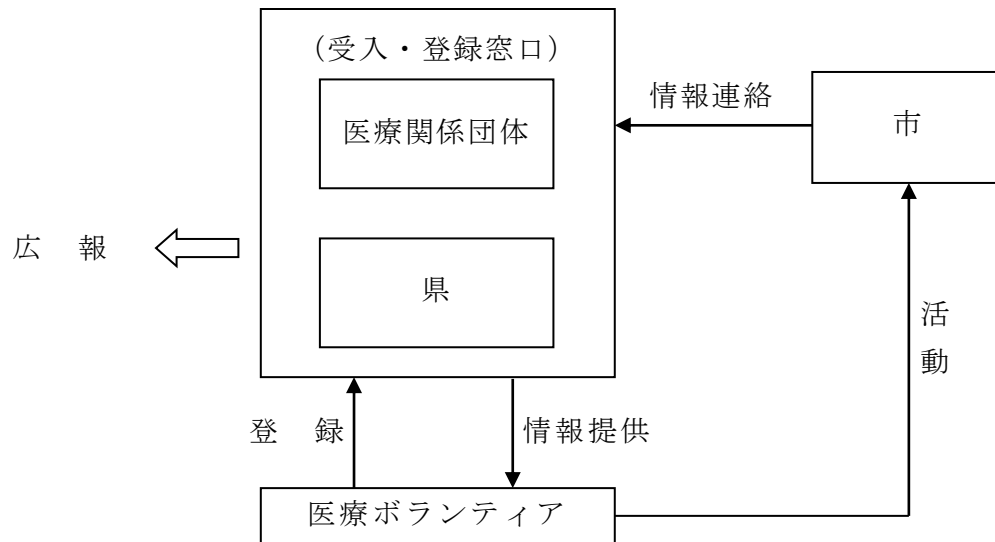
2 情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足している場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

(1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。

(2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。



第8節 救急活動計画

第1項 救急活動計画	県（危機管理防災課、防災航空センター） 市（危機管理防災課、消防本部）
------------	--

消防本部は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関に搬送するものとする。

1 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージ（緊急度分類）による重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

- (1) 消防本部は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市、県に対し、車両の調達を要請する。
- (2) 消防本部、市は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県及び佐賀県におけるドクターヘリの運航に係る協定」及び「長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

- (3) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

3 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

- (1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

ア 消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できない場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

イ 要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

- (2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第9節 惨事ストレス対策

第1項 惨事ストレス対策	市（消防本部）
--------------	---------

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 水防活動計画と二次災害の防止活動

第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動	河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者 市（危機管理防災課、上下水道局、農地林務課、水産課、道路河川管理課）
----------------------	--

1 水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの災害によるせきとめ、溢流、氾濫や高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害発生のおそれがある場合、河川・海岸・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施工者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行い、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

ア 水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図り、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

イ 風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工な

ど適切な措置を講じる。

ウ 水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

(3) 水防計画

市は、水防管理団体（水防管理者）として、水防管理及び水防活動等に関し別途市水防計画を定め水防活動等の準拠とする。

2 土砂災害の発生、拡大防止

(1) 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図り、避難体制の整備などの応急措置を講じる。

(2) 市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

市は、風倒木による二次災害を防止するため、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第11節 避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の生命、身体を保護するため、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

避難措置にあたっては高齢者、障がい者（児）、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難、避難指示	避難指示等を発令する者（市長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛官 市（危機管理防災課）
-----------------	--

1 避難指示等措置

(1) 市が行う措置

ア 市長は、災害対策基本法第60条に基づき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、「避難のための立退きを指示」する。

また、これらの必要がなくなったときは、その旨を公示する。

イ 水害対策に当たっては、松浦川水系の危険予測を先行的、かつ、的確に行い避難所等の制約を受ける松浦川右岸（久里地区）の住民避難（準備）を適切に行う。

(2) 警察官又は海上保安官が行う措置

市長が、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立退きを指示することができないと認めるとき又は、市長からの要求により立退きを指示する。

2 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、避難判断基準等に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

高齢者等避難、避難指示の基準

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長	高齢者等に対しては、立退きの指示（その他の者に対しては、立退きの準備情報の発令）	高齢者等が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		本市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び 立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び 立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法94条)	警告及び 避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
屋内での待避等の安全確保措置の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		本市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。

3 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する市長等は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

4 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難、避難指示を発令した市長等は、関係機関（県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した市長等は、関係機関の協力を得て、あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者（児）、外国人等の災害時要配慮者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防本部、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 防災行政無線（60MHz、280MHz防災ラジオ）

イ 広報車

ウ サイレン、警鐘

エ テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティFMを含む）の放送

オ 携帯電話等のメール（唐津市情報メール、緊急速報メール等）

カ その他実情に即した方法（ファクシミリ、市ホームページ、唐津市公式LINE（ライン）等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については市からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む）、警察官、海上保安官、 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官） 市（危機管理防災課）
---------------------------	--

1 警戒区域設定措置

(1) 市が行う措置

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するた

め、特に必要があると認めるとき、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官又は、海上保安官等が行う措置

市長の委任を受けて、市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は要求があったときは、市長の職権を行う。この場合、その旨を市長に通知する。

2 警戒区域設定区分

警戒区域の設定を実施する市長等は状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

(●：市関連、○：県等関連)

実施責任者	要件 (根拠)	内 容	対 象 者	備 考
●市長等 (市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ) ○警察官又は海上保安官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき) ○災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合) ○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法第63条、第73条)	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	○警察官、海上保安官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。 ○知事が行う場合は、その旨公示する。

第3項 避難誘導等

第1編「共通災害対策計画」第7章「災害応急対策計画」第1節第2項を参照

第4項 主な施設における避難

第1編「共通災害対策計画」第7章「災害応急対策計画」第1節第3項を参照

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

第1編「共通災害対策計画」第7章「災害応急対策計画」第1節第1項を参照

第12節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災宅地の応急危険度判定	県 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
-------------------------	----------------------------

1 広報活動

県、市は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災宅地の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	県 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
-----------------------------	----------------------------

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。
- (2) 建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。
- (3) 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。
- (4) 建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。
また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (5) 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努め、地域コミュニ

ティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要配慮者に配慮する。

2 応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

第3項 被災住宅の応急修理	県 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
----------------------	----------------------------

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公的住宅等の提供	県 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
---------------------	----------------------------

1 公的住宅の提供

(1) 市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用する。このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

(2) 県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時応援協定」等に基づき、

他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

- (3) 市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舍の空室を活用する。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舍等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2 企業等の施設の供与

被災市町、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第13節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

第1項 災害警備活動、 治安維持活動	海上保安部、県警察
-----------------------	-----------

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

1 県警察

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、各防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

イ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。

ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対する

パトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

2 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を風水害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

第2項 物価の安定、物資の 安定供給対策	県 市（商工振興課）
---------------------------------	---------------

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

第14節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交 通確保対策	海上保安部、県警察、道路管理者 市（関係各課）
--------------------------------	----------------------------

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡を取り、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸

送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2 海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止。
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供。

3 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策	県警察、道路管理者、海上保安部、県（道路課、港湾課）市（道路維持課、水産課）
----------	--

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通

行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、風水害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通

(1) 応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(2) 航路等の障害物除去等

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3 航空交通

市は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

第3項 輸送対策	防災関係機関、海上保安部、県警察 市（危機管理防災課、商工振興課、道路維持課）
----------	--

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

(1) 各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する

(2) 市が必要とする車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、次の事項について、その調達又はあつせんを要請する。

ア 車両

(ア) 県有車両の提供

(イ) 社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請

- (ウ) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）
- (エ) 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- (オ) 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- (カ) 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

イ 鉄道

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、災害派遣に対する協力を要請

ウ 船舶

- (ア) 県有船舶の提供
- (イ) 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- (ウ) 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

エ 航空機（ヘリコプター）

- (ア) ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- (イ) 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- (ウ) 自衛隊に対し、災害派遣を要請

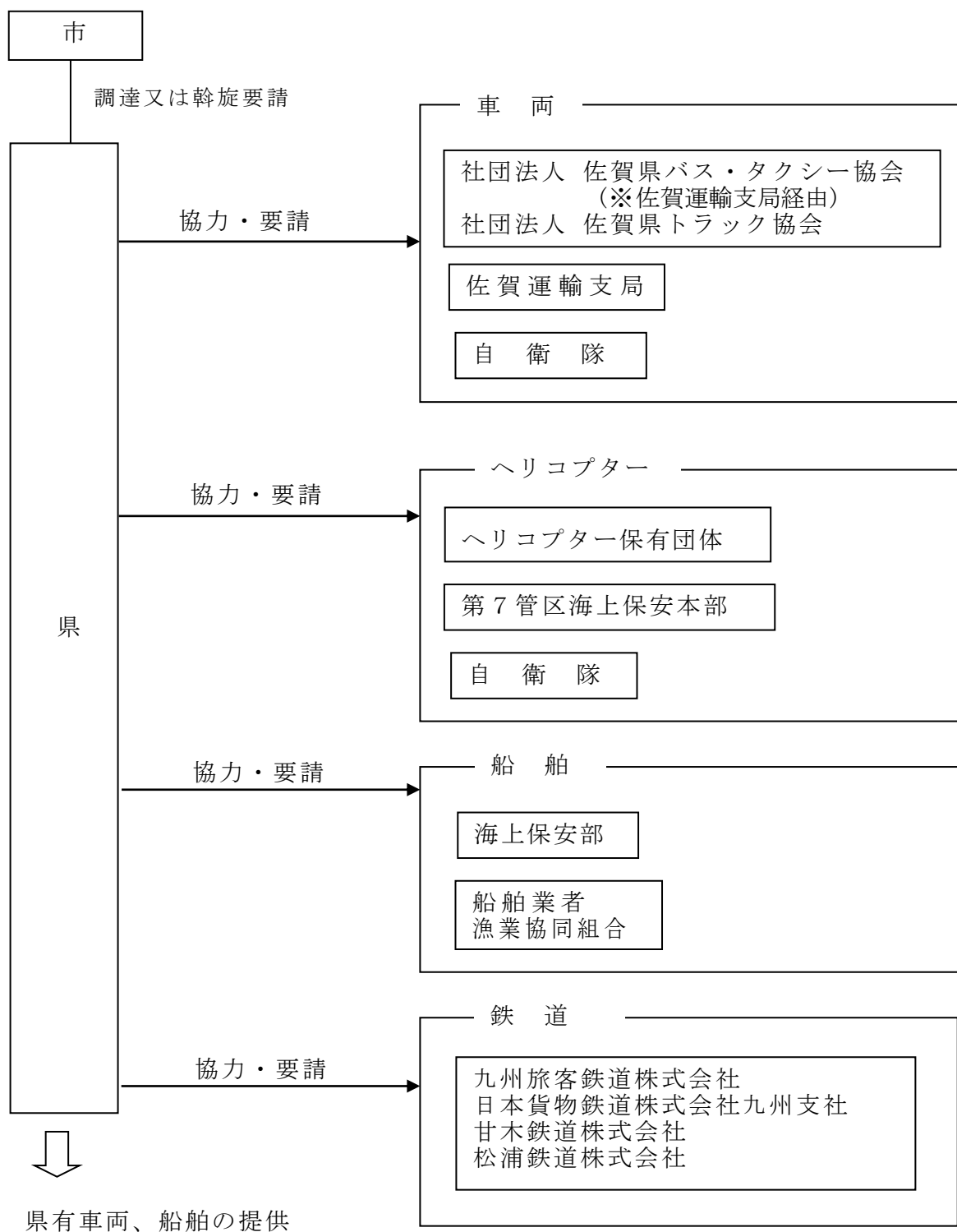
(3) 車両輸送斡旋要請

- 「車両輸送斡旋要請図」（108ページ）

4 輸送支援協定

市は、県と連携し、災害時における緊急輸送に備え、近隣の市町及び市域に係る関係機関、業者等と災害対策輸送支援協力に関する協定の締結を推進する。

【車両等輸送斡旋要請図】



5 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

6 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

7 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料の供給計画	国（農林水産省）、県 市（農政課、商工振興課）
-------------	----------------------------

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第2項飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 調達、供給

(1) 市

独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者（児）、乳幼児等避難行動要支援者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請する。

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり精米

300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市は、次のとおり実施する。

- (1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省政策統括官に対して、直接、引渡しの要請を行う。
- (2) 農林水産省政策統括官に連絡がとれないときは、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画	市(上下水道局、環境課)
---------------------	--------------

1 水道施設の応急復旧

市は、被災後直ちに施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第21節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」による。

2 応急給水

市は、次により応急給水活動を実施するとともに、自らの活動のみでは困難と認める場合は、日本水道協会佐賀県支部、水道事業者、近隣市町及び県に対し、応援を要請する。

- (1) 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
- (2) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (3) 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
（飲料水：1日3ℓ/人）
- (4) あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。
- (5) 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
- (6) 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

市（福祉総務課ほか関係課）

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2 調達方法

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自ら備蓄していた生活必需品を放出する。備蓄分では不足する場合、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

第4項 物資の配送計画	県 市（契約管理課、商工振興課、観光文化課、公共施設再編・資産活用課）
-------------	--

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第3章 第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、住民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

2 物資の配布

(1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要になると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に提供する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む。）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

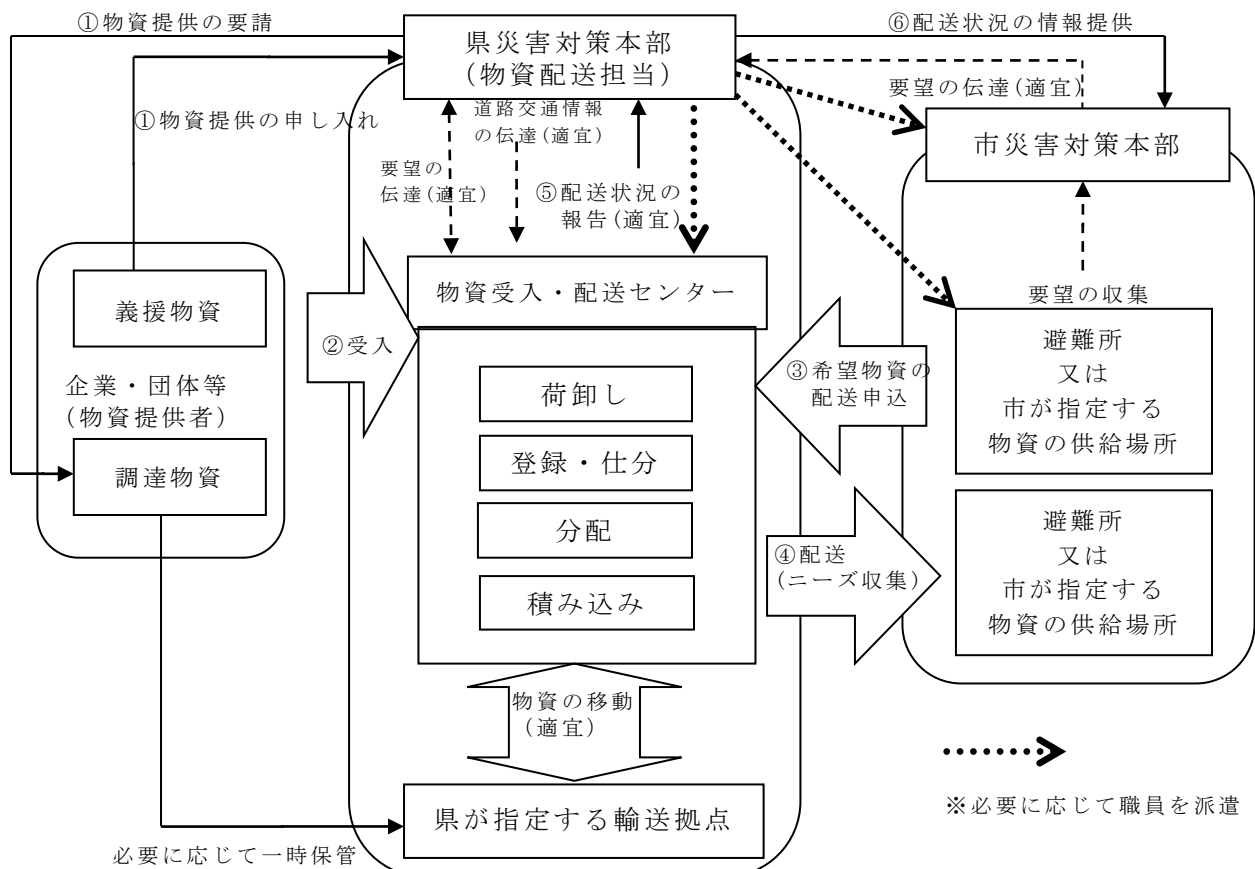
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3 在宅等被災者への対応

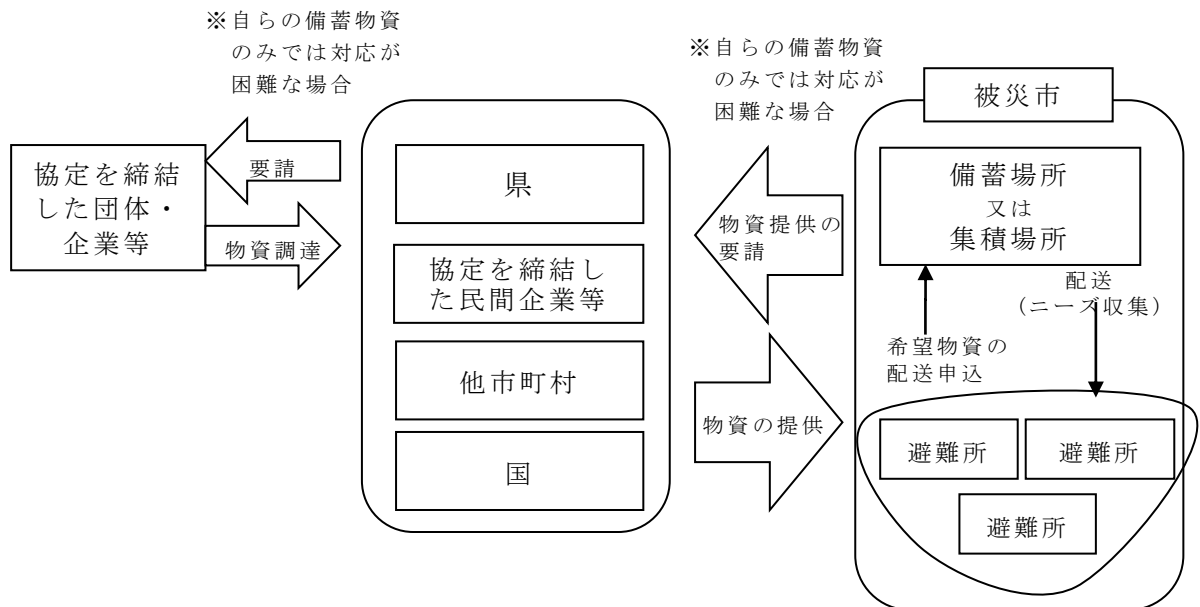
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



※県は、市からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送にあたっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第3章 第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

《県が指定する輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

第5項 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び供給に関する協定	市（危機管理防災課、農政課、商工振興課、上下水道局、環境課）
---------------------------------------	--------------------------------

1 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

市は、食料、飲料水、生活必需品等に関し、各種災害における被災見積もり等を行い、備蓄計画を作成して備蓄を行う。

2 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定

市は、県と連携するとともに市の備蓄状況を踏まえ、食料、飲料水、生活必需品等関係業者等の協力を得て、災害時における食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定の締結を推進する。

また、平時においても連携を確認できるよう、市が主催する防災訓練等への協力についても協定の内容に含めることを検討する。

第16節 広報、被災者相談計画

市は、風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う。

このため、県、防災関係機関等と連携し、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者（児）、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携に努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 住民への情報提供	防災関係機関 市（危機管理防災課、広聴広報課、関係各課）
--------------	---------------------------------

1 災害広報の実施

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

(ア) 広報内容

a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- (a) 雨量、河川水位、潮位等の状況
- (b) 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
- (c) 市民のとりべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- (d) 避難の必要の有無等

b 災害発生直後の広報

- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
- (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
- (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (g) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

c 応急復旧活動段階の広報

- (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
- (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

d 外部からの支援の受入れに関する広報

- (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

e 被災者に対する広報

安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(イ) 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への報道要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

a 市防災行政無線（60MHz、280MHz防災ラジオ）

b 広報車による広報（消防広報車を含む）

c ハンドマイクによる広報

d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報

e 広報誌、掲示板による広報

f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア、唐津市公式LINE（ライン）等）による広報

g 携帯電話等のメール（唐津市情報メール、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報

h 唐津市G空間情報収集システム

イ 報道機関に対する広報

市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

県及び市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（危機管理防災課（総括対策部））に提供するものとする。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に県民に提供するため、県、市、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談	防災関係機関 市（関係各課）
------------------	-------------------

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速な対応を行う。また、必要と認める場合、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係課の職員を配置した相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する

さらに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーに配慮し、相談しやすい相談体制に努める。

第17節 文教対策計画

学校等は、風水害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置	学校等
-----------------------	-----

1 臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時又は発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。その際、速やかに生徒等及び保護者への周知を行うよう努める。

2 登下校での措置

学校等は、風水害の発生又は発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

また、災害の状況に応じ下校させることが危険であると認める場合は校内に保護し、保護者への連絡に努める。

3 応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧	学校等、教育委員会、国立・私立の学校等の設置者等 市（教育総務課）
----------------------	--------------------------------------

1 被害状況の把握、連絡

(1) 市立の学校等は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、

県に対し、速やかにその内容を連絡する。

- (2) 他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査し、その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2 応急復旧

市は、市立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した市立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施	学校等、教育委員会、国立・私立の学校等の設置者等 市（危機管理防災課、教育総務課、学校教育課、学校支援課、生涯学習文化財課）
--------------------	---

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 応急教育の場所、教職員の確保、教科書・教材等の確保、通学路の選定、給食の可否等を検討し、応急教育開始日時を決定する。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 市は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、市全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を県に報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

靴、傘、長靴類

エ その他学用品

運動靴、体育着、楽器・裁縫用具・工作用具（各科目必需品）

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援	市（教育総務課）
---------------	----------

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、風水

害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

第5項 避難所となる場合の対応	公立の学校等
------------------------	--------

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、「体育館」⇒「特別教室」⇒「普通教室」の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市立学校にあっては市教育委員会へ、県立学校にあっては市及び県教育委員会へ報告する。

第18節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁	各道路管理者
------------------	--------

1 被害状況等の把握、連絡

- (1) 各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。
- (2) 各道路管理者は、把握した被害状況により交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等	河川管理者、海岸管理者 市（道路河川管理課、水産課、上下水道局）
-------------------	-------------------------------------

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施工者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等	砂防施設等の管理者 市（道路維持課）
------------------	-----------------------

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、適切な応急措置（砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等	治山施設等の管理者
------------------	-----------

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者 市（水産課）
------------------	-----------------------

1 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地、農業用施設	農業用排水施設管理者、市（農地林務課）
---------------------	---------------------

1 被害状況の把握、連絡

市の農地、農業用施設管理者は、風水害により、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

- (1) 市の農地、農業用施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

- (2) 市は、被害状況を速やかに把握し、営農体制の確立のため県の農林事務所や農業改良普及センターと連携して、予想される被害に対する技術対策や、地域の被害実態に応じた技術対策、営農指導を行う。

第19節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

第1項 水道施設	市(水道工務課ほか上下水道局)
-----------------	-----------------

市は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、住民に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提

供するよう努める。

第2項 下水道施設	市（下水道施設課ほか上下水道局）
------------------	------------------

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第3項 工業用水道施設	工業用水道事業者
--------------------	----------

工業用水道事業者は、風水害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第4項 電力、電話、ガス、鉄道、放送施設

市は、電力施設については、「九州電力送配電株式会社唐津配電事業所」、電話施設については「西日本電信電話株式会社佐賀支店」、「株式会社NTTドコモ九州」、「KDDI株式会社」、「ソフトバンク株式会社」及び「楽天モバイル株式会社」、ガス施設については、「都市ガス事業者」、「液化石油ガス事業者」、鉄道施設については、「九州旅客鉄道株式会社」、「日本貨物鉄道株式会社九州支社」、放送施設については、株式会社び〜ぷる、FMからつ株式会社との連携を保持し、ライフライン等公益施設の早期応急復旧を図る。

第20節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

第1項 災害対策用機材、復旧資材等の調達	防災関係機関 市（建築住宅課、道路維持課、上下水道局）
-----------------------------	--------------------------------

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あつせんを要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第2項 木材の調達	国（佐賀森林管理署）、県（林業課） 市（農地林務課）
------------------	-------------------------------

1 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、県に調達又は援助を要請する。

第21節 福祉サービスの提供計画

市は、風水害時に、高齢者、障がい者（児）、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握	市（福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭課）
----------------------	--

1 高齢者、障がい者（児）

風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳、災害時避難行動要支援者避難支援計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者（児）への支援	県 市（高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、人事課）
----------------------	------------------------------------

1 緊急保護

被災高齢者、障がい者（児）のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得て、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者支援	市（保健医療課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、観光文化課、地域づくり課）
------------	--

市は、風水害の発生に際して、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、以下の点に留意しながら、的確なサービスの提供等を行い、要配慮者、要保護者への支援を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 市は、要配慮者の精神的不安定に対応するため、相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。
- 3 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策	市（障がい者支援課、こども家庭課）
-----------------	-------------------

- 1 保護等

孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。
- 2 メンタルヘルス対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。
- 3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第2.2節 ボランティアの活動対策計画

市は、風水害時に、ボランティアの申出がある場合は、関係機関等と相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他ボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター） 市（福祉総務課）
---------------------	--

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに唐津市民ボランティアセンターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、佐賀県民災害ボランティアセンターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で現地本部の運営者等に不足が生じる場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

県及び市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第2項 ニーズの把握、情報提供	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他ボランティア活動支援機関、（県・市災害ボランティアセンター） 市（男女共同参画課、危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、こども家庭課、地域包括支援課、障がい者支援課、建築住宅課、道路維持課）
------------------------	---

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県においては、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、情報を提供し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握

- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示
- 6 ボランティア活動の記録
- 7 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関、（県・市町災害ボランティアセンター） 市（男女共同参画課、地域づくり課、危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、建築住宅課、道路維持課）
---------------	---

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、活動環境について配慮する。

第23節 外国人対策

第1編「共通災害対策」第11章「外国人対策」を参照

第24節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割	住民、事業者 市（環境課）
---------------	------------------

1 市の役割

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿

など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア 被災地域の予測
 - イ 風水害廃棄物発生予測量
 - ウ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
 - エ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
 - オ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
 - カ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町村との協力体制
 - キ 仮置場での破砕・分別体制
 - ク 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
 - ケ 収集運搬車両とルート計画
 - コ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい)
 - サ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)
- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。
- 2 住民、事業者の役割
- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理	市(環境課)
-----------	--------

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定し、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するが、

必要量が確保できない場合は、県に対し、供給を要請する。

2 処理の方法

市は、次により、し尿処理を実施する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (6) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

第3項 ごみの処理	被災者等 市（環境課）
-----------	----------------

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画を見直すとともに、計画に基づき、仮置場や最終処分場を確保する。

また、国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、当該市における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって実施する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 市は、事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため、建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

第25節 防疫計画

第1項 防疫計画	市（保健医療課、環境課、上下水道局）
-----------------	--------------------

市は、風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県と相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

(1) 市の活動

ア 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

イ 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

ウ 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(2) 県の活動との連携

ア 市は、疫学調査及び健康診断等の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除、臨時予防接種等の指示があった場合は、これを行う。

イ 市は、生活用水の供給等について、県が生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止した場合、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準

量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し報告する。また、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

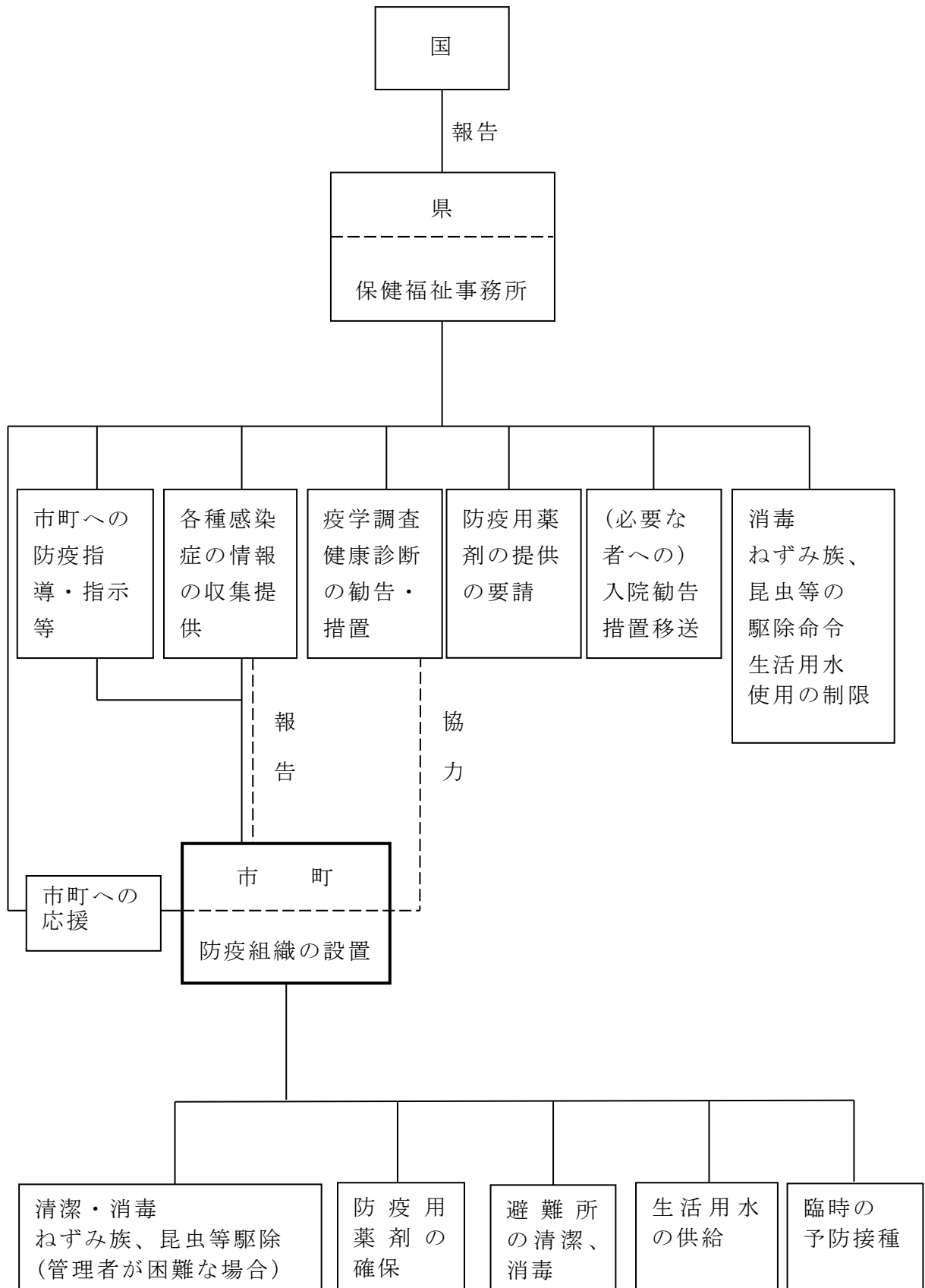
3 支援措置、応援

市は、県の職員派遣、防疫用資材等のあっせんの支援措置を講じてもまだ不足する場合は、県を通して、災害時健康危機管理支援チーム(D H E A T)や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行っても確保困難の場合は、県に対し要請を行う。

【 防 疫 業 務 】

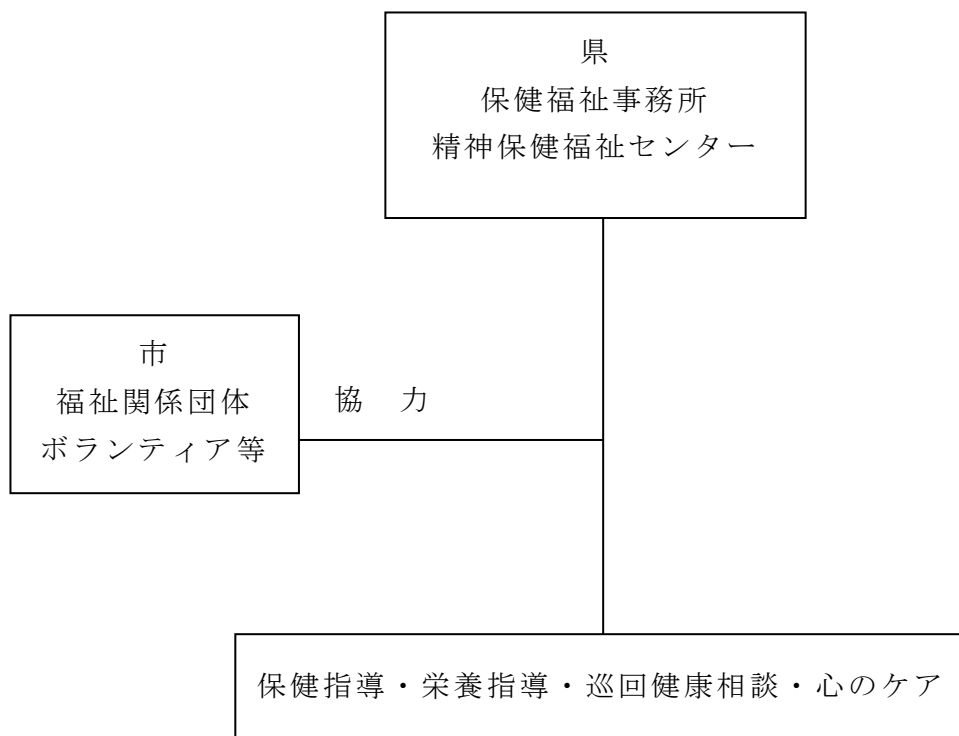


第26節 保健衛生計画

市は、県の災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、風水害時において、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、県と連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

第1項 被災者等の健康管理	市（保健医療課）
---------------	----------

- 1 市は県の協力を得て、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。この際、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者には、十分配慮するものとする。
- 2 市は、保健福祉対策部地域医療担当が中心となり、公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会との協力により巡回相談チームを編成する等、メンタルヘルスケアを実施する。



第27節 病虫害防除、動物の管理等計画

第1項 病虫害防除	農業協同組合等 市（農政課）
-----------	-------------------

市は、県と連携し、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、防除対策を指導する。

- 1 既設防除器具の活用
- 2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

- 3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、市は、県、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達のあっせんに努める。

第2項 家畜の管理、飼料の確保	市（農政課）
-----------------	--------

- 1 避難対策

風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置する。

- 2 飼料確保の要請

市は、風水害により飼料の確保が困難である場合は、県に対し、要請を行う。

- 3 県による防疫

県においては、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、「健康検査と傷病家畜の応急救護」、「畜舎等の消毒」、「家畜伝染性疾病的の予防注射」を実施する。

第3項 ペット等の保護等	市（環境課）
--------------	--------

市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

第28節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類	火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、県(消防保安室)
---------	---

1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、風水害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生したときに、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、風水害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4 応援要請

火薬類事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス	高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占
----------	--

	有者（以下「高圧ガス事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、県（消防保安室）
--	--

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類	石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、消防機関、県警察、海上保安部
-----------------------	---

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を

行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質	放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者等」という。）
------------------	---

放射線同位元素等の使用者等は、風水害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という）、消防機関、県警察、県（薬務課）
------------------	---

毒物・劇物施設が風水害により被災し、毒物・劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- 2 県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
 - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 市町・住民に対する周知

- (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
- (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第29節 石油等の大量流出の防除対策計画

第1項 石油等の大量流出の防除対策	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、県警察 市（消防本部、環境課、道路河川管理課、水産課、危機管理防災課）
--------------------------	---

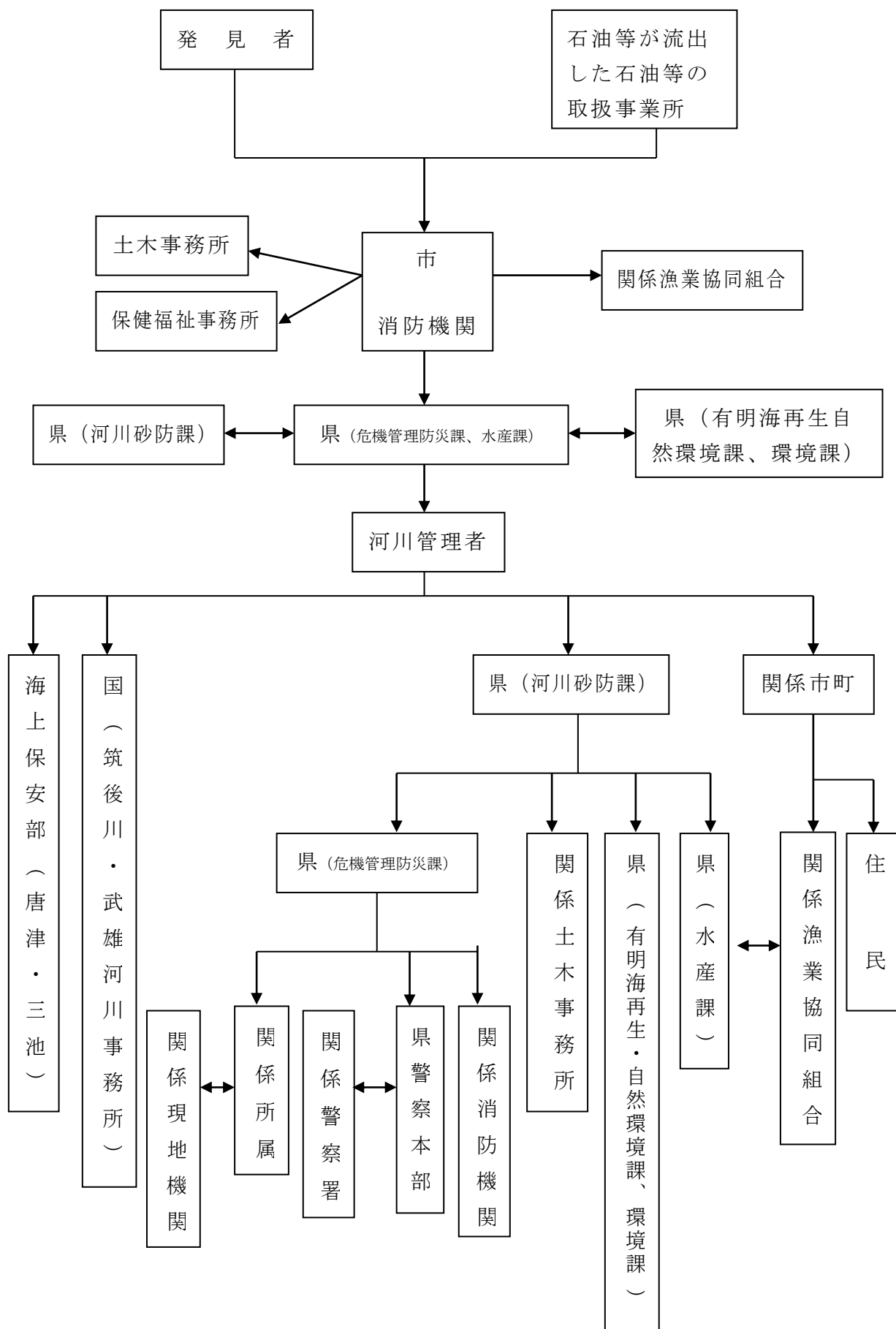
風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

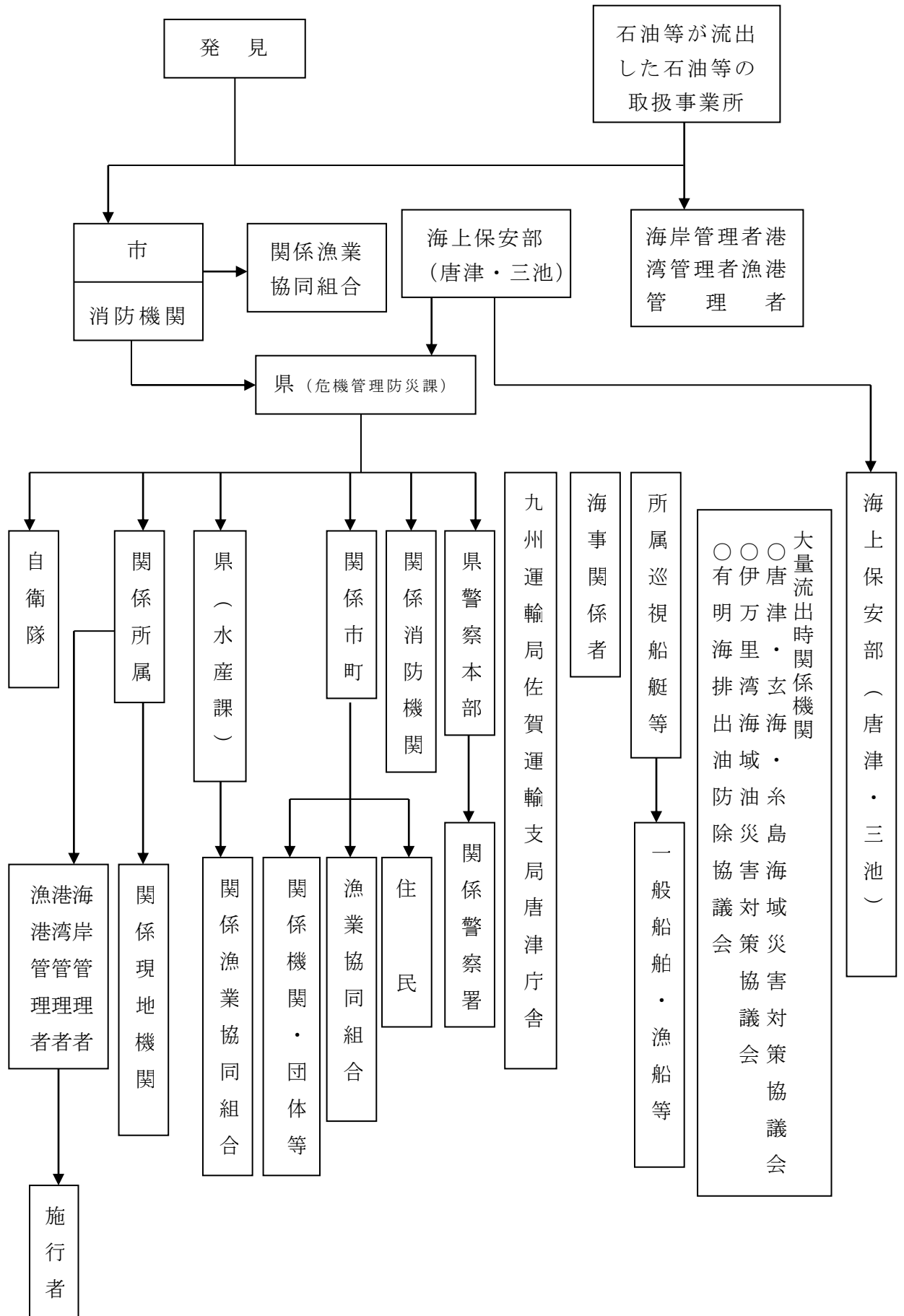
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

- ア 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑にするため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

海上保安部、県、県警察、沿岸市町、沿岸消防本部、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- (ア) 災害情報の交換、収集及び解析
 - (イ) 総合的な応急対策の策定及び調整
 - (ウ) 関係機関等に対する協力要請
- イ 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
- ウ 主な応急対策
- (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
 - (イ) 流出石油等の拡散防止
 - (ウ) 消火対策等
 - (エ) 漂着石油等の処理
 - (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第30節 応急金融対策

第1項 応急金融対策	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）
-------------------	-----------------------------

風水害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

1 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮する

よう要請する。

2 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

前記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第3 1 節 孤立地域対策活動

第1項 孤立地域対策活動	防災関係機関、県市（危機管理防災課、地域づくり課、観光文化課、道路維持課、農地林務課）
---------------------	---

市は、風水害時等において道路や海路途絶等により孤立地域（離島含む）が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県と連携し、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

(1) 市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の

確保に努める。

- (2) 孤立地域に対して、N T T回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。
- (3) 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力要請を求める。

3 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

4 離島等対策

- (1) 市は、風水害等の災害時に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合は、防災行政無線、唐津市情報メール、行政放送等通信手段の確保などあらゆる手段をつくして離島の孤立防止に努める。
- (2) 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等は、海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対しヘリコプター等による救急患者輸送、物資等緊急輸送の要請を行う。

また、荒天により離島へ食料品、飲料水等の物資が輸送できない事態も考慮し、あらかじめ必要な物資を備蓄するように努める。

第32節 生活再建対策

第1項 被災者生活再建支援金	防災関係機関、県、市（関係各課）
-----------------------	------------------

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第33節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第1項 災害応急対策の実施に係るスケジュール	防災機関 市（危機管理防災課、関係各課）
-------------------------------	-------------------------

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

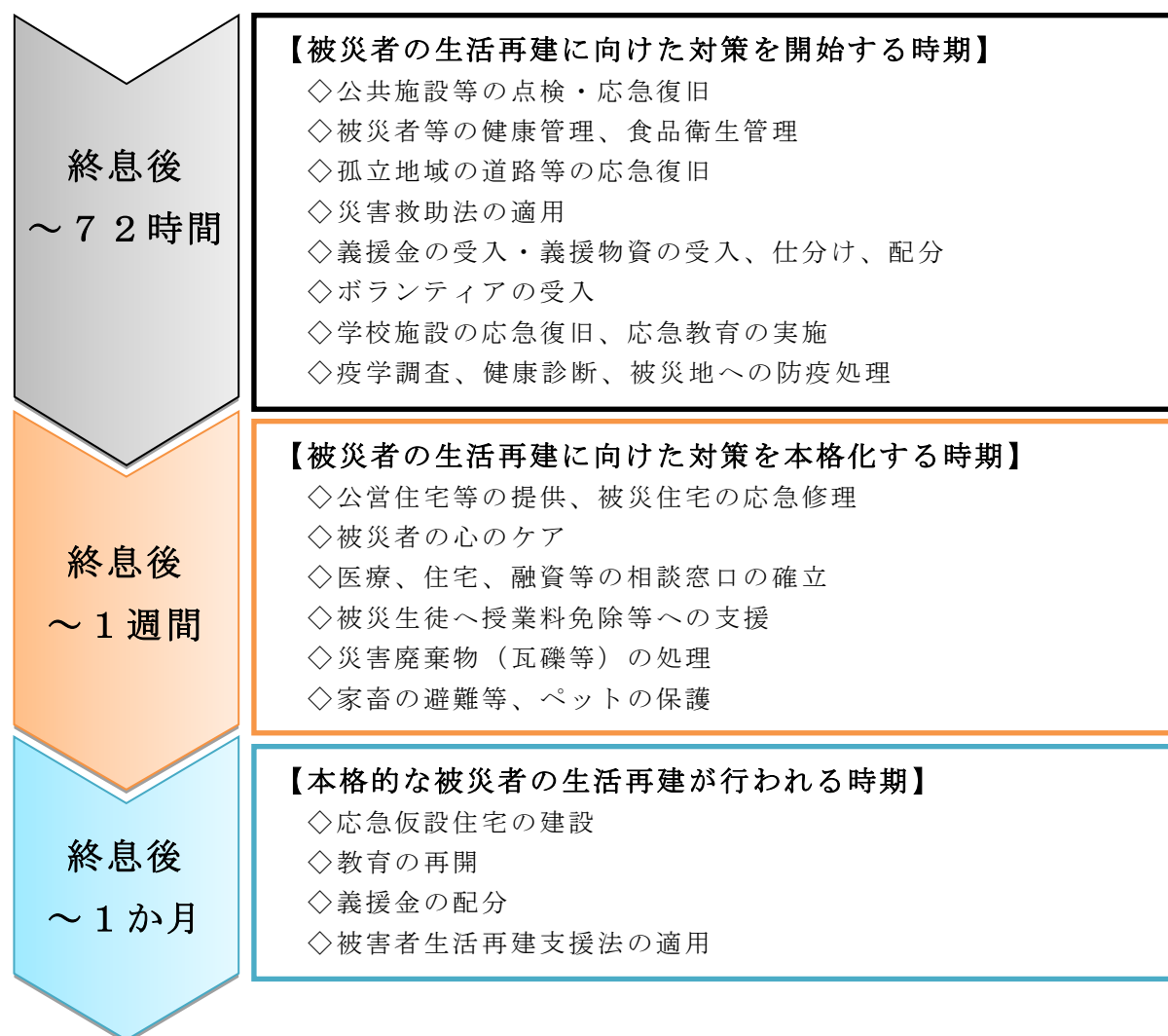
風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。

ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

第1編「共通災害対策計画」第8章「災害復旧・復興計画」を参照